

甲子園短期大学

紀要 **44**

令和8(2026)年

Journal of Koshien Junior College

Volume 44 March 2026

—原著論文—

成瀬仁蔵の生活法～「家庭週報」から

永藤 清子 1

諸外国の家族政策

—子育て支援に着目して—

藤原 牧子 9

—報告—

月刊保育雑誌『保育』に見られる時局の影響①

—1943(昭和18)年に見られる保育案を中心に—

堀田 浩之 19

—実践報告—

科目「子どもの保健」における生命倫理教育の一考察

木村 弘子 27

日本語基礎演習授業での学生のコミュニケーション力の獲得について

～受講前後ヒヤリング(自己評価・記述)と授業活動の検討～

木村 雅代 37

—資料報告—

ジャックカード係数に基づいたプロンプトリコメンド機能を搭載した

生成AI利用システムの試作

荊木 拓 45

成瀬仁蔵の生活法 — 『家庭週報』 から

永藤 清子*

Naruse Jinzo's Way of life from "THE HOME WEEKLY"

EITOH, Kiyoko*

Abstract

After the promulgation of the school system in 1872 (Meiji 5), the abolition of the school system and the proclamation of the Education Ordinance in 1879 (Meiji 12), and the issuance of the High School Ordinance for Girls in 1899 (Meiji 32), educational reforms in Japan, especially girls' education reforms, were launched one after another. Under these circumstances, Japan Women's University was opened in 1901 (Meiji 34) by Naruse Jinzo.

After the Meiji Restoration, political, economic, and social institutional reforms were urgently needed to catch up with Europe and the United States. At the same time, there was an urgent need for improvement in the institutional and living aspects of families. During this period, we examined what kind of roles Naruse Jinzo, who founded Japan Women's University, expected from women, and especially what he expected from graduates even after graduation, from the " THE HOME WEEKLY ", the official newspaper of the alumni association.

Naruse recognizes the educational and professional value of handicraft education in the United States that enhances character. Through the specific education of handicraft education, he tried to develop the ability to survive in a changing society by having students learn "way of life" as a way to live as human beings throughout their lives even after graduation. Modern education has something to learn from modern education, which Naruse expected from women at the time, using the power (ability) of planning, execution, and presentation to improve national power and improve their families.

要 旨

1872 (明治5) 年の学制発布後、1879 (明治12) 年の学制廃止及び教育令布告、1899 (明治32) 年に高等女学校令の発出と、矢継ぎ早に日本における教育改革とりわけ女子教育改革が打ち出された。このような中で、日本女子大学校は、成瀬仁蔵によって1901 (明治34) 年に開校した。

明治維新後、欧米に追い付き並び立つために政治・経済・社会面での制度改革が急がれた。同時に、家庭の制度面・生活面での改善が早急に求められた。このような時期に日本女子大学校を創立した成瀬仁蔵が、どのような役割を女性に期待したのか、特に、卒業生に対して卒業後も継続的に何を期待したのかを、同窓会の機関紙である『家庭週報』から考察した。

成瀬は、米国の手工教育が品性を高める教育的価値、職業的価値を認めている。手工教育という具体的な教育を通じて、卒業後も、生涯をかけて人間として生きていくための方法としての「生活法」を修得させることで、変動する社会において生き抜いていく力を育てようとした。成瀬が、当時女性に期待した、計画・実行・発表の力(能力)をもって、国力の向上、家庭改良につなげようとした教育方法を、現代の教育は学ぶべきものがある。

Key Word : Japan Women's University, Family Improvement, Self-study, Manual Education

キーワード : 日本女子大学校 家庭改良 自学自修 手工教育

2026年1月9日受付. 2026年2月6日受理

*甲子園短期大学

1.はじめに

1872（明治5）年の学制発布後、1879（明治12）年の学制廃止及び教育令布告、1882（明治13）・1885（明治18）年の教育令改正、1895（明治28）年の女子教育に関する件、1895（明治28）年の高等女学校規定、1899（明治32）年に高等女学校令の発出と、矢継ぎ早に日本における教育改革とりわけ女子教育改革が打ち出された。このような状況の中で、日本女子大学校は、成瀬仁蔵によって1900（明治33）年設置認可、1901（明治34）年附属高等学校と共に開校したことを報告した（永藤 2021, 2025）。

制度面での改革も急がれ、福沢諭吉は1899（明治32）年に『新女大学』を発刊、時事新報は「福沢先生女学論発表の次第」とした記事を掲載している。すなわち「日本社会にて空前の一大変革は新民法の発布なり。なかんづく親族編の如きは、古来日本に行われたる家族道德の主義を根底より破壊してさらに新主義を注入し、しかもこれを巨家処世の実際に適用すべしという大変化にして、所謂世道人心の革命とも見るべきもの」として、従来の家庭生活の慣習や思想を外国と同様にレベルに革命的に変革することであると報じた（永藤 2016）。

一方、家庭生活面での改革改善も急がれ、村井弦齋は自らが編集顧問となった婦人雑誌『婦人世界』において、旧来の日本の家庭生活の慣習を西洋の家庭のように改善していくことを目指し、食生活、男女交際、人間関係、子どもの教育、家庭経済等さまざまな側面からの家庭生活改善の方法を紹介した。ここに示したように、明治維新以降、欧米に追いつき並び立つために政治・経済・社会面での制度改革が急がれた。同時に、家庭の制度面・生活面での改善が早急に求められた。特に生活面においては、日本の家庭生活の改良が急がれた。

本報告では、このような時代にあつて日本女子大学校を創設した成瀬仁蔵が「人として、婦人として、国民として」具体的にどのような役割を女性に期待したのか、特に成瀬が日本女子大学校の卒業生に対して卒業後も継続的に何を期待したのかを、その機関紙である『家庭週報』から考察する。また、成瀬の教育思想の背景ともなるアメリカ留学で得た知見も考察する。

2.研究方法

主として日本女子大学成瀬記念館デジタルアーカイブに掲載されている、日本女子大学の周年史及び学園史資料『家庭週報』第1-26号（明治期）から、成瀬仁蔵が卒業生に期待する「力」や「役割」を抽出した。

3. 結果

3-1）明治期における家庭改良に関する先行研究

先に述べたように、明治維新後の日本は先進欧米諸国に一刻も早く追いつき肩を並べることを急ぎ、社会・経済面、各種制度面の改革を矢継ぎ早に行った。同時に国力増強のためには、旧来の日本の家族や家庭の改良を図る必要があるとして、1898（明治31）年には、明治民法親族・相続編が発布され、新しい家族・家庭の姿が創られていくことになる。ここでは、当時の識者による家庭改良の思想を紹介する。

中江は、福沢諭吉の幕末から明治初期にかけて西欧思想の家族論を取り上げ、「この家族論は封建的身分秩序への批判及び新しい文明社会の形成としての意味を持っている」と報告している。すなわち福沢の家族論の主張は3点からなり、第1に家族の重視、第2に夫婦の重視、第3は婦人尊重である。

中江によれば、次のような家族の形である。第1の家族の重視においては、「家族を基礎として社会が構成されること」、「一夫一婦制を基礎とした新しい家族道德の創造が、新しい社会と国家のアナロジーとして重視されている」こと。第2の夫婦の重視では、「封建的家族制度が課長を家の代表とし、家の存続を第一としていたのに対して、夫婦を家族の中心とする点での転換」である。そして第3の婦人尊重については、「家庭内の婦人の問題としては、一夫一婦制の主張と妻の重視という形」であること、加えて中沢は「家庭内の問題としてだけではなく、一般論としての婦人尊重についても、福沢の「一人前の男は男、一人前の女は女にて自由自在」「男も人なり、女も人なり」を引用して福沢の男女同権の主張を紹介している（中江, 1977）。

一方、社会教育論検討の立場から、松田は、福沢が1877（明治10）年に三田演説会で行った演説の中で、初めて「人間社会

教育」という言葉を用いたことを紹介している。すなわち、「福沢は、“中流人士”すなわち“中産階級”を対象にして、“人間社会教育”とか“社会の教育”とか“社会の学校”と行く言葉を用いることによって、学校教育だけでなく社会の教育的作用の重要性に好いて主張し続けた」としている。そして、「福沢にとっての社会教育とは、確立途上にあつた日本の資本主義社会を担うべき“中流人士”の個々の経験にもとづく自己教育を意味していた」とした。その上で松田は、「福沢や交詢社の社会教育の論は、新たな社会教育を組織するために、それを担う人々が学校外、とりわけ学校教育終了後に継続する教育であつた」と結論づけている（松田, 2000.）

この時期は、『婦人之友』をはじめ多くの女性雑誌が創刊されはじめ、夫と妻の役割分業が規範化され、家庭が女性の存在場所となっていく時代とも重なる。そのような中で、1903（明治36）年に堺利彦によって創刊された『家庭雑誌』は、家庭の中から社会主義を発展させることを目的としていた。徐は、『家庭雑誌』を見ることで、家庭や女性の在り方に関する言説だけでなく、家庭における男性自身の在り方も議論されているのではないかと『家庭雑誌』を研究対象とするのは、家庭における男性の在り方に関する議論が多くみられると考えられるから」と述べ、堺の社会改革・家庭改革に関する論説1を整理している（徐, 2023）。

1906（明治39）年に村井玄齋を編集顧問として雑誌『婦人世界』が創刊された。村井はこの雑誌を通じて、旧思想のもとに高等教育を受けることや結婚についての反対や、社会の誤解のもとに置かれている婦人の助言者になることが目的であると述べていることを筆者は報告した。村井は、『婦人世界』を通して、欧米に追い付くためにまず古い家庭を改良し新しい家庭の基礎を築くことを求めた。少ない経費で最良の幸福を求めて、国家社会の基礎的単位として、最も新しい新家庭を作ることを目指し家庭改良の実践に役立つ記事を掲載する方針を取った。村井の家庭改良は、家庭料理をはじめ家庭経済、家政・育児の実用的な知識、台所の改良まで広範にわたり、新時代に対応して、従来の家庭生活の慣習や思想を外国と同様のレベルに革命的に変えることを主張したことも報告した（永藤, 2016）。

このような時代にあつて、成瀬仁蔵は、明治維新後の日本が一刻も早く欧米諸国に学び近代化を図るため、国力増強を視野に入れつつ家庭の改善・改良を図り、家庭を治めていくことが女性の役割であるとの思想のもとに女子大学校を創設し、日本女子大学校の卒業生に生涯学び続けることを期待した。成瀬の家庭改良の思想は、大学での基礎的知識とそれを卒業後も具体的に実践していく力に集約していくことになる。

成瀬が、あらゆる機会を通じて自らの教育の理想と学生が日本女子大学校で身に付けて欲しい「力」について、彼の「実践倫理」講義や学内外の講演等にうかがい知ることができる。1914（大正13）年に成瀬が発刊した『新時代の教育』において、学校での教育は、完成した人物を社会に送り出すことを原則にするのではなく、自ら完成する力を以て、その方法を知った人物を原則とすると記している。つまり、将来「自ら判断し、自ら決定し、自ら実行する」教育を説き、将来の実生活上に必要となる「実力」をつけることが必要であると説いた。そのために、学生の中に身につける力（成瀬の言う「実力」）は、＜原動力＞＜注意力＞＜判断力＞＜発表・構成＞＜観察力＞＜思考力＞が全体に見ると必要であり、教育学を学ぶもの、家政学を学ぶもの等学習領域ごとに「身につける力」を示している（永藤, 2025）。

国の近代化・国力増強と家庭の改善・改良の目的に向けて、大学校での教育の延長として卒業後も生涯学習する機関として成瀬が期待したのが、卒業生の組織である同窓会「桜楓会」であり、その機関誌とされる『家庭週報』である。

3-2) 桜楓会と家庭週報

1901（明治34）年に開学した日本女子大学の概要は、1902（明治35）年発行の『日本女子大学校一覽』に見ることができる。はじめに「女子を、人として、婦人として、国民としての、三方面より教育する」と教育上の大きな方針が示されている。つまり、人としては「人間として当然具備すべき心身上の能力を開発開展し、いかなる境遇に処しいかなる境遇に職業に従うも、快くべからざる人格を養わしむる」、婦人として「婦人には婦人として特別の修むべき徳あり、磨くべき知あり、備べき芸ある（中略）婦人に必要なる知徳芸能を授け以て良妻たり賢母たらしむるは、これ女子として尽くすべき天職を全うせしめんが為」国民として「国民たるの観念を与え、社会の一員たることを自覚せしめ」「日本婦人としての特性を与えしむるは是れ国

家社会に対し、国民としての女子の義務を尽くさしめん」ことであった。そのうえで、生徒の自発的研究と工夫する習慣を養うことを期待した。そのうえで「他日卒業の後に於いて万般の事物に接して長く効力を有し、応用自在ならんことを期待す。德育においては、自奮自修、他の指揮を待たず、進んで各自の職を尽くすの良習を養成せしめん」（日本女子大学成瀬記念館、1902）とあり、大学卒業後も継続して自ら学び続け、人として、国民として女子の義務を尽くすことを期待していた。

『日本女子大学校一覧』によれば、1902（明治35）年5月15日現在の大学部の在学者は、家政学部、国文学部、英文学部、英文学科合計して409名であり、東京の30名をはじめとして全国にわたり、大規模な女子大学校であったことがわかる。日本女子大学校第1回の卒業生を対象にして、1903（明治36）年、同窓会組織である桜楓会が誕生し、6月20日、発会式がおこなわれている。ちなみに、会長は成瀬仁蔵、副会長は学監の麻生正蔵であった。

生涯学び続けるという成瀬の教育思想のもと、機関紙『家庭週報』は、第1回卒業式が1904（明治37）年4月9日に行われた直後の6月25日に第1号が発行されている。編集人は、国文学部第1回卒業生の小橋三四子、発行兼印刷人は橋本八重子が担当した。『日本女子大学校四十年史』によれば、「新聞事業は従来多く男子の手になり、女子はただ訪問記事や文芸欄の一部を担当する位が関の山」であり、「当時、論説から雑報に至るまで一切、女子の手による編集はなく画期的なこと」であった（日本女子大学、1942）。『家庭週報』は、週刊発行の計画であったが、「経験なく、力なき者のみならざれば当分のうち、隔週発刊のこと」にしたことが第1号に書かれている。

斎藤らは、「学校においては、人間を完成させるのではなく、卒業後に各自が生涯をかけて人間として成熟していくための方法を獲得させること、これが「生活法」であると紹介している。つまり、成瀬は、具体的な体験を通して「学習者たちに“生活法”を自得させることで、変動する社会において生き抜いていく力を育て」ようとしたと説明している（斎藤他、2017）。つまり、『家庭週報』の編集・発行は、卒業生が、自学自修・実践を通じて生涯成長していくことをめざす成瀬の教育思想の現われであるといえる。

明治期の『家庭週報』目次データの作成のためのプロジェクトが2021年度からスタートした。2023年度の日本女子大学教育文化振興桜楓会の後援を受けて、日本女子大学図書館、成瀬記念館との連携のもと、目次データベース化が行われ、2024（令和6）年1月31日に公開されたことは、成瀬の女子教育思想を知る機会となるばかりでなく、明治期の女子教育研究のための第一級の資料である。『家庭週報』の記事は、当時の大方の女性雑誌とは異なり、論説、名士の談話、日本女子大学校記事、家庭欄、外報、戦報、文苑等の広範な内容であり、成瀬の卒業生への期待と意気込みが大きかったことを窺い知ることができる。

ここでは、1904（明治37）年6月の第1号から第12号までの『家庭週報』の中から、名士の談話（成瀬仁蔵談）および家庭欄（外国の生活等紹介文）を抽出し、成瀬が卒業生に期待する自奮自修、家庭改良改善について考察する。なお、成瀬は、新しい家庭を示す表現として、家庭改善、家庭改良という2通りの表現を用いているが、本報告では、当時一般的に使用されていた家庭改良を用いる。

3-3) 『家庭週報』に見る成瀬の卒業生への期待と家庭改良

第1号から「戦報」欄があり、この年から始まったロシアとの戦況すなわち日露戦争の状況報告が掲載されている。また、「雑報」として、国債の発行状況や、海外輸出高好況の状況も掲載されるなどの政治経済領域の記事も毎号掲載され、当時普及を始めた女性雑誌の域を超え、成瀬が人として、国民として卒業生の成長を期待していたといえる。第13号（1904.12.10）戦報に「旅順総攻撃」第16号（1905.1.28）旅順陥落記念号といった日露戦争関連記事が多く紙面を割き、戦時色が強い編集になっている。今回は、戦時色が若干少ない第12号までの『家庭週報』を考察対象とした。

下記に、「名士の談話」の中で成瀬自身が述べている記事及び米国の教育事情関連記事のタイトルと内容を列記し、若干の内容を記した。

- 第1号（1904.6.25） 家庭週報発刊につきて
- 第2号（1904.7.9） 戦時における婦人の責務
- 第3号（1904.7.23） 経済的品性の必要

- 第4号 (1904. 8. 6) 夏季休暇に先ち別を告ぐ
- 第5号 (1904. 8. 20) 我国の教育に於ける一大欠点 (生物を愛さざる事)
- 第6号 (1904. 9. 3) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その一
- 第7号 (1904. 9. 17) 成瀬校長の断片
- 第8号 (1904. 10. 1) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その二
- 第9号 (1904. 10. 15) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その三
- 第11号 (1904. 11. 12) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その四
- 第12号 (1904. 11. 26) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その五 実業社会的教育)

次に、第1号から第5号及び7号に見る成瀬自身の教育観、第6号及び第8号から第12号から見える米国の教育思想を、家庭改良に重点を置き抽出し考察する。

3-3-1) 第1号から第5号及び7号に見る成瀬の教育観

第1号 (1904. 6. 25) 「家庭週報発刊につきて」

発刊の理由その1：新聞事業は、従来男子の手によっているが、家庭週報は、この事業の経験のない女子にすべて一任している。経験がない、不得意だからとほうっておいたら、女子が発達する機会がない。この事業を行うには、観察力、判断力、思惟力、組織力が必要である。

発刊の理由その2：卒業生の団体である桜楓会を組織して、大学と卒業生、卒業生各自との連絡を取る。お互いに相助け、計り、相益して国と人にとに捧げる。

第2号 (1904. 7. 9) 「戦時における婦人の責務」

1つは未曾有の大危機に際して、ますます質素儉約の徳をつみ、同情の徳を養い、意思を磨き、智力を養い、体を練りて日の国民たる性格、第二の国民の母たるを養うこと、2つ目は日本女子大学校では質素勤勉の校風にして、新たに彫刻、粘土、造花、刺繍科目を導入する、の2点が書かれている。国家の危機に直面して、婦人の役目を説いている。

第3号 (1904. 7. 23) 「経済的品性の必要」

品性には、経済的品性と心霊的品性の2面がある。周囲の境遇を支配するのは、経済的品性。食物・衣服が改良されないのは、経済的品性がないことによる。この号では、経済的品性を養うため、食生活、衣生活での家庭改良が示されている。

第4号 (1904. 8. 6) 「夏季休暇に先ち別を告ぐ」

外国では、家庭教育、社会教育によって学習する。料理、音楽、経済も子どものうちから覚える。得たお金は、公共事業や人道のために費やす。我が国の教育は、ただ教授となる恐れあり。2か月の夏休みを浪費せず家庭の仕事を助けること。

この号の「家庭欄」では、夏休み中の仕事として、衣食住の改良が呼びかけられた。「戦勝の日本、世界の日本として将来の発達を計るためには、国民の品性を作るに最も大切な関係を有する衣食住」を衛生上、経済上、便利上からの家庭改良への期待であった。

第5号 (1904. 8. 20) 「我国の教育に於ける一大欠点 (生物を愛さざる事)」

我が国の教育は家庭において、児童に玩具を与え、おとぎ話を示し、学校においても模造、標本、絵画を供え、その実物なる動植物を以て實際を観察せしめ、愛玩せしむることなし。すなわち、児童をして自然界に接せしめて生物とともにして天然を観察する力を養うことを教育の方針とすべきであると述べている。具体的には、学校家庭の周囲はガーデンにすること、

生物を飼い、愛する念、観察研究する念を養うべきと提案している。

ここでは、家庭教育、観察研究の提案が具体的に述べられている。

なお、この第5号には、大隈重信の談として、大隈が女子教育について述べていることが紹介されている。大隈は、戦後の（国家）経営について、国民の考え方を变化させるのは緊要なものであり、「殊に女子に及ぼすべき心理的变化は注目すべき」だとしている。「思想の根底は教育にあり。この点において、女子は国家の運命を支配するの力を有す」「今日我が貿易高は3億に上る。この高の半ば以上は女子の手になれるものなり。実に経済上においてもかくの如き勢力を有す、この女子に地位と力を与える時は、将来いかなる時を来すなるべきか、此の事は目下の最大急務なると信ず」と述べている。大隈が言うこの時期の貿易は、女子の内職による制作物が、多く海外に輸出されていた時期でもあった。

明治後期のこの時期は、その外国貿易高が急速に拡大していた時期でもあった。当時の日本では副業奨励の施策もあった。民友社を設立した徳富蘇峰は、1895（明治28）年『家庭叢書第10巻 婦人と職業』の中で、中等以上の家庭で家計に余裕がある人でも、閑な時間があれば進んで職業（内職含む）に従事するよう書いていることは先に報告した（永藤、2014）。

第7号（1904.9.17）「成瀬校長の断片」

女子の弱点は（1）己を解せず（2）人を解せず（3）社会の實際を解せず。真の価値ある教育は、婦人の弱点を救うに足る。最近文明国に価値ある教育として認められるのは、實際的教育、即ち生活と教育とを結び付けたるものなりと述べている。

ここ至って、成瀬の教育法“實際的教育”“生活と教育を結び付ける”と成瀬の言葉が書かれ、成瀬の教育の大きな柱となる「生活法」につながっていく。これは、下記に見るように成瀬が米国から学んだ思想の一つである。

3-3-2 第6号及び第8号から第12号に見る米国の教育思想

成瀬は、日本女子大学校を開校するにあたり、数回にわたりアメリカに研修、視察を行っている。この時に学んだ教育方法や内容について、『家庭週報』に掲載している。以下に成瀬の教育思想に影響を与えた内容を紹介する。

第6号（1904.9.3） 米国の教育英国を醒ましんとす（英米教育の比較）その一

米国は、近来長足の進歩をして世界を凌駕しつつある。英国の学者教育家26名が調査員として米国に派遣され、下記に示す精密な報告書が出された。

- ・米国は、教育事業に莫大な投資。国費の半ば以上教育費に。資産家が教育事業に投資。
- ・米国の教育は、活用的、専門的、実用的教育が特色。
- ・米国は、一般に高等教育を授け、一般人民を高める。
- ・学生生活費用は、多額を要さない。

成瀬は、この報告書に感銘し次のように書いている。「米国は地方の状況によって、学期配当を斟酌、親の仕事を助け、自ら働き資を得て学費を助ける仕組みがある。学生生活は、社会生活の十分な準備期間となりうる。一般に実用教育を重んずる結果、天与の職を発揮している。」この報告書は、日本女子大学校の教育内容に大きな影響を与えたと思われる。

第8号（1904.10.1） 米国の教育英国を醒ましんとす（英米教育の比較）その二

成瀬は、米国が庶民教育に重きを置くことに「実に感嘆の外なし、彼らは国の進歩、繁栄は、教育の外求むべからずと確信せり」と書いている。そして「畢竟彼らは、教育を庶民に施すは、国民を高尙ならしむるのみならず、国家の経済と考えるなり」とも言っている。女子教育によって、国力を高めることを教育思想においた成瀬は、米国の庶民教育に大きな力を得たに違いない。なお、実業社会的教育については、第9号から第12号までの3回に亘って記事を掲載している。

第9号 (1904. 10. 15) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その三 実業社会的教育

記事のはじめに成瀬の談として、米国教育の紹介として次のように書かれている。英国に向けてのメッセージではあるが、日本の教育に対しての改善提言ともいえる。「実業社会的教育は、従来の教育が、形式的、抽象的に傾ける弊を改めんとすため、学校教育に、実業的、社会的要素を」と述べ、米国の手工教育には、教育的目的、職業的目的があるとして、シカゴ大学の教育を詳しく紹介している。

第11号 (1904. 11. 12) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その四 実業社会的教育

成瀬は、「米国教育家によれば、手工教育は、幼年時代の教育に必要なみならず、青年時代すなわち中等教育においても欠くべからざるものなり」と書いている。これに引き続き、成瀬は、「教育は、己に現れたる力を、あるいは溢れたる力を、指導するに過ぎない」と今まで注入的教育から転回させるという自らの教育思想を説明している。いわゆる“自学自修”教育である。

第12号 (1904. 11. 26) 米国の教育英国を醒まさんとす (英米教育の比較) その五 実業社会的教育

手工教育の価値は、「児童の時より青年時代まで有効の働きをなし、知育はもちろん品性を高尚するに非常なる利益あり、職業的価値としては、都会に住めるものためには、この教育の恩恵に蒙る唯一の機会なり、田舎の生活においては、その職業的価値は生涯続くものなり。社会的価値として、この社会の実業的生活の真想を味わう、そして適正・個人性を見出す効力あり。」換言すれば、各個人の発育の程度に従い、その能力を有効に発達せしむることによるものにして、これ手工教育と実験教育のほかにもとむべからざるなり。」(ハーバード大学教育部長ヘネス)と手工教育の価値を紹介している。

もう一人、専門学校長ヒープ氏による手工教育の価値を次のように紹介している。

「第1: 知育、体育、徳育の三方面の品性を養う。第2: 創始力を衝動させる、第3: 個人性を発達させる。人間を最も真面目に、正確に為すには、手工教育を最もとすなり。」

そして、成瀬は「自ら経験することによって、児童は、自らの長所を見出し、失望落胆することなく自重心を強む。のみならず、常に具体的ものに接しむるを以て、数理、重量、広狭、大小等、学理を以て明瞭に説明するを得ざるものをも、容易に理解せしむるをうるなり」と新たな理想の教育について示し、「死したる旧教育法を守るだけでなく、熱心な教育家が導くもの」とであると説いている。

齋藤らによれば、「欧米の手工教育、実業的社会教育の考え方を取り入れることで、成瀬がめざす「自学自修」の教育「生活法」の自得を育てようとした」のである(齋藤他, 2017)。

4. おわりに

先行研究から、明治維新後、欧米諸国に追い付くための諸改革、とくに国力増強のための改革、各種法令・制度改革、教育改革、欧米から学ぶ家庭改良、女子教育の必要性等々、矢継ぎ早の改革に迫られていたことが確認できた。また、福沢諭吉の新しい教育論や欧米諸国なかでも米国の実業教育の影響を強く受けたということもできる。なかでも『家庭週報』第8号における米国の実業教育の紹介、第9号の論説で「実業教育の必要」を強く述べている。福沢諭吉は、社会教育の必要性も様々な場面で説いており、成瀬が福沢の影響を受けているであろうことは十分に窺い知れるところである。

齋藤らが、「欧米の手工教育、実業的社会教育の考え方を取り入れることで、成瀬がめざす“自学自修”の教育“生活法”の自得を育てようとした」と述べたように、成瀬は、米国の手工教育に品性を高める教育的価値を認めており、職業的価値も認めている。手工教育という具体的な教育を通じて、日本女子大学校「卒業後も生涯をかけて人間として成熟していく」ための方法としての「生活法」を自得させることで、変動する社会において生き抜いていく力を育てようとしたと説明している(齋藤他, 2017)。

手工教育というと、手工を通じた“手工技術の教育”と同一視してしまうことが多いが、成瀬の言う手工教育は、あくまで“生涯をかけて人間として成熟していくための自学自修そして実践の「生活法」”であることが確認できた。成瀬が、当時女性

に期待した、計画・実行・発表の力（能力）を生涯にわたって持ち続けて、実践し、国力の向上、家庭改良につなげてほしいという教育の方向性は、女子教育だけでなく、現代のすべての教育にも同じように強く期待されるものではないかと考える。

web上で公開されている明治期の『家庭週報』には、実業社会教育に関する記事が頻繁に登場する。福沢の実業教育・社会教育も含め、成瀬がめざした実業社会教育の検討を今後の課題にしたい。

引用文献

- 松田武雄. 2000. 明治期における社会教育・通俗教育概念の検討. 九州大学大学院教育学研究紀要. 第2号（通巻第45集）. 1-18.
- 日本女子大学成瀬記念館. 日本女子大学校一覧. 1902. 日本女子大学デジタルアーカイブ. 2025. 11. 6 取得
- 中江和恵. 1977. 福沢諭吉の家族論；国内社会の秩序形成と家族道徳との関係. 人文学報. 教育学. 12号. 27-67.
- 齋藤慶子, 渡邊 巧. 2017. 成瀬仁蔵における「自学自動」の教育実践とその意義—女子の生活改善をめざす取り組み—. 人間研究 第53号. 41-51.

参考文献

- 永藤清子. 2014. 明治大正期の副業と上流・中流家庭の家庭内職の検討. 甲子園短期大学紀要. 32号. 1-15.
- 永藤清子. 2016. 明治期の家庭生活改良思想について—一村井玄斎の言論から—. 甲子園短期大学紀要. 34号. 39-44.
- 永藤清子. 2020. 成瀬仁蔵の女子教育思想—婦女子の職務から—. 甲子園短期大学紀要. 38号. 23-27.
- 永藤清子. 2021. 成瀬仁蔵の女子教育思想—女子教育と家政学の構想—. 甲子園短期大学紀要. 39号. 1-6.
- 永藤清子. 2025. 学生が身につける力—成瀬仁蔵の「実践倫理」講話から—. 甲子園短期大学紀要. 43号. 21-26.
- 福沢諭吉談. 福澤先生女学論発表の次第. 時事新報. 1899年4月14日付.
- 徐 真真. 2023. 明治後期における『家庭雑誌』に関する研究—家庭論の特徴と読者に着目して—. 名古屋大学教育発達化学研究科紀要（教育科学）. 第70巻2号. 117-129.
- 近藤詩織, 竹中清, 秦野桃子, 李 娜娜. 日本女子大学. 2024-01-31 公開. 家庭週報 明治期総目次データベース1号 - 193号. 1904-1912. 桜楓会. 日本女子大学学術情報リポジトリ 2025. 12. 28 取得
- 近藤詩織, 竹中清, 秦野桃子, 李 娜娜, 渡部麻実. 2024. 明治期「家庭週報」という表現場. 日本女子大学文学部紀要. 第73号. 27-53. 日本女子大学学術情報リポジトリ 2025. 12. 28 取得
- 日本女子大学桜楓会. 『家庭週報』. 第1-26号. 日本女子大学成瀬記念館デジタルアーカイブ. 2025. 11. 6 取得
- 日本女子大学成瀬記念館. 日本女子大学校四十年史. 1942. 日本女子大学デジタルアーカイブ. 2025. 11. 6 取得
- 日本女子大学. 日本女子大学校四十年史. 日本女子大学デジタルアーカイブ. 2025. 11. 6 取得

諸外国の家族政策 ー子育て支援に着目してー

藤原 牧子*

Supporting Women's Continuous Employment: Insights from Comparative Childcare Policies

FUJIWARA, Makiko*

Abstract

Women's continuous employment is influenced not only by individual efforts and mutual support with families and workplaces, but also by public policies and national institutional arrangements. According to the Ministry of Health, Labour and Welfare (2024), "Current Status of Working Women in 2023," the female labor force participation rate in Japan declined slightly from 88.2% among those aged 25-29 to 82.6% for ages 30-34 and 80.1% for ages 35-39, before rising again to 82.1% among ages 40-44 and 83.1% among ages 45-49. Although the traditional M-shaped curve has become flatter and closer to a trapezoidal form, Japan still lags behind countries with higher levels of women's continuous employment, indicating the need for further policy support. This study aims to clarify the role of childcare support policies in sustaining women's employment through a comparative analysis of Japan, Germany, France, and Denmark, and to examine institutional challenges and policy implications for Japan. The analysis reveals that, compared with these European countries, Japan has a shorter duration of parental leave, lower income replacement during leave, and a lower rate of paternal leave uptake.

要 旨

女性の就業継続においては、自助努力や家族、職場の共助はもとより公助である国の制度が大きく関わってくる。厚生労働省（2024）「令和5年の働く女性の状況」によると、女性の労働力率は25～29歳88.2%、30～34歳では82.6%、35～39歳では80.1%と減少し、40～44歳になると82.1%、45～49歳では83.1%と上昇している。このように、M字カーブの上下幅が縮小し台形に近づいてはいるものの、女性就業を実現している諸外国と比較すると女性就業継続に向けた支援が必要である。本研究は、女性の就業継続を支える子育て支援のあり方について、わが国とドイツ、フランス、デンマークの比較分析を通じて明らかにし、わが国における制度的課題と政策的示唆を検討した。その結果、育児休業制度において、わが国は育児休業期間が短く、期間中の所得保障、父親の取得率が低いことがわかった。

Key Words : continue working, parental leave, income replacement during parental leave

キーワード : 就業継続、育児休暇、育児休業時の所得保障

1. はじめに

保育者養成校の教員として携わり、その間、多くの学生が保育者として保育所や幼稚園、認定こども園へと巣立っていった。彼女らは、一人の女性として自らの望む形で就業を継続することができているのだろうかとき折心をよぎる。結婚をし、妊娠・出産後は、子育てと家庭、仕事の両立のために、女性が従来のフルタイムで就業することは難しい状況がわが国にはある。厚生労働省（2024）「令和5年の働く女性の状況」によると、2023（令和5）年の女性の労働人口は3,124万人となり、総労働人口に占める女性の割合は45.1%になっている。かつて、女性の年齢階級別労働力率は大きなM字カーブを描いていたが、2023（令和5）年の女性の労働力率においては、25～29歳88.2%、30～34歳では82.6%、35～39歳では80.1%と減少幅は小さく、40～44歳になると82.1%、45～49歳では83.1%と上昇する。このように、M字カーブの上下幅が縮小し台形に近づいている現状は、わが国の子育て支援政策の成果といえる。一方で、先進国のなかには女性の就業継続が実現している国もみられ、例えば、ドイツの女性の年齢階級別労働力率（2023）は、25～29歳78.8%、30～34歳78.4%、35～39歳79.0%、40～44歳82.2%、45～49歳86.3%（厚生労働省 2024）のように、結婚、妊娠、出産といったライフイベントにおいてもキャリアを中断することなく就業を継続する割合が高くなっている。本研究は、女性の就業継続を支える子育て支援のあり方について、わが国とドイツ、フランス、デンマークの比較分析を通じて明らかにし、わが国における制度的課題と政策的示唆を検討することを目的とする。

2. わが国の女性の継続就業

2-1. 女性の就業継続の現状

わが国では、女性が結婚、妊娠、出産というライフイベントを経験し、さらに子育てを行う中で、就業の継続が大きく揺らぐ現象が見られる。厚生労働省（2023）の「第一子出産後の妻の継続就業率、育児休業利用状況」によると、約7割の女性が第一子出産後も就業を継続しており、正規雇用では90%前後を示している。非正規雇用にある女性の継続率は低いものの、徐々に上昇傾向にあることが示されている。周（2019）は、「女性の一番のキャリアの分かれ道となるのは、第1子を出産する前後で就業継続できるかどうか」であること、「第1子出産後に継続できる女性は、第2子、第3子を出産するときも前の経験を生かして、継続しやすい。一方で、そこで諦めてしまうと、仕事に復帰してもほとんどの場合はパート・アルバイト、あるいは派遣社員といった非正規の形態で働くことになる」と指摘している。女性の生涯にとって第一子出産は、その後のキャリア形成、生涯年収も踏まえた大きなターニングポイントと言える。

2-2. 子育て支援制度

わが国の子育て支援制度の育児休業利用においては、日々雇用されている労働者は対象外となり、また、育児休業給付金は雇用保険からの支給となるため、雇用保険に加入していない場合は対象外となるなど制度利用にはさまざまな条件がある。子育て支援施策は、出産休暇、育児休業、看護休暇などの休暇制度を整え、児童手当等の現金給付を柱に行われている。

① 児童手当

子どもを養育する家庭に支給される手当で、2024年10月からは所得制限なくすべての子どもがいる家庭に、毎月支給されている。支給対象は、0～18歳に到達後の最初の年度末までの子どもである。3歳未満まで15,000円、3歳～高校生年代まで10,000円を支給し、第3子以降は、生後～高校生年代まで、3万円が支給される。

② 出産休暇制度

雇用形態を問わず、すべての女性労働者は、産前休業を出産予定日の6週間前から取得することができる。産後休業は、出産の翌日から8週間となっている。産前産後休暇中は、健康保険から出産手当金（産休中の賃金の一部）、出産育児一時金（出産費用の補助）が支給される。

③ 育児休業制度

原則、満1歳未満の子どもを養育する男女労働者（日々雇用を除く）を対象とし、子どもが1歳になるまで一定期間就業を

休むことができる制度である。2022年10月より、男女ともにそれぞれ2回を分割し取得することが可能となった。保育所への入所を希望しているが、入所できない等の特別な事情がある場合は、子どもが最大2歳になるまで取得可能である。「パパ・ママ育休プラス」が新設され、両親ともに育児休業を取得する場合、子どもが1歳2か月に達する日までの期間において取得可能となった。「産後パパ育休（出生時育児休業）」を利用すると、出生後8週間以内に最大4週間、育児休業をすることができる。

育児休業期間中の所得保障として、育児休業給付金があり雇用保険から支給され非課税である。支給額は、育児休業開始から180日までは、休業開始前の賃金の67%、181日目以降は50%が支給される。

④ 看護休暇制度

子どもの看護休暇とは、子どもが小学3年生修了までの子どもにつき、1年度に5日まで（対象となる子どもが2人以上の場合は10日まで）休暇が取得できる制度である。子どもが病気、けが、予防接種、健康診断等の場合に取得でき、2025年4月1日より感染症による学級閉鎖等への対応や入園式、卒園式、入学式への参列が取得事由に追加されている。

3. 各国の事例

3-1. ドイツ連邦共和国 (Bundesrepublik Deutschland)

(1) ドイツの概要

ドイツの国土は、約35万7,000km²で日本の国土面積の約95%にあたる。人口は、約8,482万人（外務省 2024）である。世界有数の先進工業国であり貿易大国で、基幹産業は、自動車、機械工業、化学・製薬、精密機械、電子・電気機器・環境・エネルギー技術で、食品や建設、観光も重要な産業となっている。租税率は、33.1%（財務省 2025）である。

中央政府と州政府のバランスを重視した連邦共和制（1990年10月3日に東西両独統一）をとり、16の州（旧西独10州、旧東独5州およびベルリン州）で構成されている。連邦、州、自治体は各レベルの構造があり、それぞれが自治の権限を有している。

(2) 戦後から東西ドイツ統一までの政策

1949年に東西ドイツが分裂し、1990年に再び統一するまで異なる政策が行われた。旧東ドイツ地域は、社会主義政権下で労働力不足を補うために女性は義務的に労働力に組み込まれていった。共働き世帯のための家族支援策の充実、たとえば、保育施設の整備とともに基幹産業への女性の進出が進んだ。そのため、旧東ドイツ地域の女性には「結婚や職業上の安定と子どもを持つことは対立しない」（魚住 2007:23）との考えがあった。

一方、旧西ドイツ地域では、父親だけが働く家族モデルが支配的で、家族政策は発展しなかった。3歳までは親元で育てるべきという“3歳神話”もあり、幼い子どもを保育園に預けて働く母親を『カラスの（＝薄情な）母』と呼び、非難する風潮も存在（労働政策研究・研修機構：2018）し、保育施設の整備は発展しなかった。そのため、旧西ドイツの女性には、「生活の安定を優先したうえで子どもを持つ傾向」（魚住 2007:23）が見られた。1960年代になるとアメリカから女性解放運動が上陸し、それまでの家父長制家族の否定と女性の社会進出が本格化した。

1990年統一後は、基本的に旧西ドイツの制度が旧東ドイツ地域にも適用された。統一後の旧東ドイツ地域では、体制の急激な変化による社会的混乱や高失業率が続き、合計特殊出生率が急速に低下（1990年1.52～1994年0.77）し、少子化が大きく進んだ。ドイツの合計特殊出生率は、1960年代は2.0以上で推移していたが、1970年2.03を境に減少し、1994年には1.24にまで低下した。2000年代に発足した第2次シュレーダー政権は、出生率の上昇をめざし、女性の就労支援と子育ての両立支援に重点を置く諸政策を推進した。2005年以降のメルケル政権も、親時間・親手当の導入や保育環境整備を進めた。合計特殊出生率はその後、小幅な増減を繰り返し、2016年に1.59まで回復したものの、2023年時点では1.35となっている（労働政策研究・研修機構：2024）。

(3) 21世紀の家族政策

統一後においても、東西ドイツには3歳児未満の児童に係る保育所の利用率に相違が見られ、厚生労働省（2021）「定例報告

2020年度の海外情勢」によると、3歳未満の児童に係る保育所の利用率はドイツ全域で35.0%であるものの、旧東ドイツ地域の利用率は52.7%、旧西ドイツ地域の利用率は31.0%である。3歳以上の児童になると保育利用率は、旧東ドイツ地域94.3%、旧西ドイツ地域92.1%、ドイツ全域で92.1%と差異はなくなる。これは、1991年の青少年支援法改正により3歳以上の就学前の幼児に保育施設に通う権利を保障し、各州の保育施設の整備を義務付けたことによる。

2004年、1953年に創設された連邦家族省が、連邦家族・高齢者・女性・青少年省に名称変更された。2005年、保育設置促進法が施行され、「両親が共働き、ひとり親、職業訓練中もしくは教育期間中の3歳未満児のために、保育の質に配慮した柔軟な保育を整備することが州および地方自治体の責務とされた」（魚住 2007:27）。2007年、保育所三倍増計画が打ち出され、2013年までに保育所の数を同時期の3倍である約75万カ所にすることが決定された。これにより、子育て支援と就業の両立を図る社会基盤が大きく強化された。

また、同年には「親手当親時間法」により、所得比例方式で手取り賃金の67%、月に1,800ユーロを上限とする親手当と、子どもが満3歳まで取得可能とする親時間が導入された。これは、日本の育児休業制度や育児休業手当に近い制度である。子育て支援として、現金給付である児童手当も統一後のドイツでは定着している。

ドイツの家族政策は、対象を子どもと子どもを扶養する親の2世代と捉え、社会生活や家族生活において家族の負担の軽減と2世代のより良い関係の維持・強化を図ることに重点が置かれていたが、1970年代以降、高齢化による老親の介護の課題が顕在化するに伴い、親と子どもの2世代に高齢者世代を含む3世代を対象に舵が切られている。

(4) 子育て支援施策

①児童手当

児童手当は、旧西ドイツ地域では1955年に導入されており、1990年統一後はドイツ全域で導入されている。費用は全額公費にて賄われており、連邦74%、州・地方自治体26%の割合で負担する。経済的自立前の子どもを育てる家庭に対して、経済的支援の中心的施策として実施されている。原則、18歳未満のすべての子どもを対象に所得制限なしに支給される。基本は18歳未満の子どもであるが、状況によっては最大25歳まで給付を受けることができる。低所得の親に対しては、児童手当に加算した給付額が支給される。子どもが18歳になるまで特別な要件なく支給されるため、家計にとっては安定的な所得となる。

②育児休業制度

(ア) 出産休暇制度

母性保護法において、使用者（雇用主）は女性労働者が妊娠した場合、産前6週間から産後8週間の保護期間中は、妊婦を就労させてはいけないことが定められている。2018年の法改正により、障がい児を出産した場合は、産後休暇は12週間へと延長された。

(イ) 育児休業制度

ドイツの育児休業制度は、「両親休暇や両親手当」と呼ばれており、「連邦両親手当及び両親休暇法」で規定されている。育児中の短時間勤務についても同法で定められており、親時間中に親手当を受給しながら同時に短時間で働くことを推奨している。

「親手当」とは、子どもの出生前1年間の平均月間所得（手取り）の67%が支給される現金給付で、支給額は、月額300ユーロから1,800ユーロまでとなっている。原則として子どもの出生後12カ月まで受給可能である。ひとり親世帯は14か月に延長される。子どもが一人増えるごとに300ユーロが加算される。

「親時間」とは、子どもが3歳（36カ月）になるまでの期間において取得できる育児休業である。36か月の親時間の期間のうち24か月を限度として、子どもが満8歳になるまで別の期間に休暇を持ち越すことが可能となっている。両親が同時に、あるいは分担し、それぞれが別の時期に取得することもできる。また、親時間中は短時間勤務も可能であり、その場合も親手当を満額受給することができる。2007年の親手当導入時の父親の取得率は3%であったが、翌2008年には21.2%、2016年38.8%と大きく上昇した。母親の就業率も制度導入前（2006年）は、1～2歳未満の子どもを持つ母親の就業率は35%、2～3歳未満は42%にとどまっていたが、2023年にはそれぞれ46.0%、63.0%と大きく上昇している（労働政策研究・研修機構2025）。

(ウ) 看護休暇制度

12歳未満の子どもの看病のために仕事を休んだ場合は、一人の子どもにつき、1年間に最大10日取得できる。看護休暇制度の一環として健康保険から疾病手当が平均賃金の70%が支給される。

③保育環境整備

ドイツは、1949年に東西ドイツが分裂したのち、旧東ドイツ地域は、女性は出産しても働き続ける共働き家族がモデルであったため、女性が仕事を継続できるよう早くから保育施設の整備が進んだ。一方、旧西ドイツ地域は、夫が稼ぎ、妻が家庭を支える性別役割分担家族が主流であったため、旧東ドイツと比べて保育施設の整備は進まなかった。統一後は、少子化に直面し法制度を拡大してきた。2007年の保育所3倍増計画の後、2008年には児童支援法が施行され、2013年8月からは3歳未満の子どもを施設に預けることが法律上の権利となった。2018年の保育改善法により、2022年より保育整備が図られている。

3-2. フランス共和国 (French Republic)

(1) フランスの概要

フランスは、ヨーロッパ連合 (EU) 最大の面積を有し、風景も極めて変化に富んでいる。総面積は日本の約1.5倍あり、海外領土 (例えば、フランス領ギアナ、レユニオン島など) を含めると約63万3,000km²である。総人口は日本の約半分、本土フランスと海外領土 (例えば、レユニオン島、マルティニーク、グアドループ、フランス領ギアナなど) を併せると約6,800万人である (外務省 2024)。基幹産業は、サービス業 (特に観光業)、農業・食品 (ワイン・チーズ)、航空宇宙・原子力などの先端技術産業、医薬品・化粧品産業など多岐にわたり発展している。最多の観光客数を誇る世界の観光大国であることから、サービス業への移行が進み労働人口の約70%がサービス業に就いている。租税率は、44.3% (財務省 2025) である。

政治体制は共和制をとり、1958年に始まった第五共和制のもと、大統領と議員内閣制の両方の要素を持つ「半大統領制」を採用している。日本の都道府県、市町村にあたる行政は、地域圏 (Region)、県 (Department)、郡 (Arrondissement)、コミューン (Commune) で構成されている。県は、高齢者、児童、家庭、障害者の扶助などの権限を持ち、県単独の給付の創設や任意の社会福祉事業の実施を行う。日本の市町村にあたるコミューン (Commune) は、教育や福祉などを担当し、社会扶助給付の受付などの事務を担う。

(2) 多様な家族形態

1930年代のフランスの家族形態は、子どもは少なくとも3人、夫は外で働き、妻は家庭で子どもの世話をする性別役割分業が家族のモデルであった。1968年の五月革命以降、結婚にこだわらない生き方が一般的になり、1999年、結婚に準ずるカップルが民事連帯契約 (PACS) という形で法的に認められた。「2016年、フランス本土では、3050万人がカップルとしてパートナーとして一緒に暮らしていた。その72%が法的な結婚で、7%がPACS、21%がユニオン・リブル (同棲) であった」(子どもの虹情報研修センター2021:6)。また、出生に占める婚外子の割合が高く、「わが国の2.4% (2020年) に対して、欧米主要国の比率は高く、フランス61.0%、スウェーデン54.5%、イギリス48.2%、アメリカ40.0%、イタリア35.4%、ドイツ33.3%である」(山崎 2022:1)。フランスでは、「そのようにして生まれた子どもは、法的にも社会的にも差別されない」(神尾 2017:14)。その一方で、離婚やPACSの解消等も少なくなく、ひとり親や再構成家族などカップルや家族のあり方が多様となっている。そのため、フランスの家族政策は多様な家族を前提として整備されてきた。1970年代前半の女性解放運動は、「女性の個人としての自律と生き方の選択の自由、家族や社会における男女平等の実現を掲げ、社会の既存の価値観や家族観を問い直した」(神尾 2017:15)。女性の働きたいという強い意思を背景に、家族形態は両親が共に働く家族とその子どもという家族モデルへと変わっていった。1980年代以降、家族政策は「働く女性が子どもを持てるように、そして、子どもを持つ女性が働き続けられるようにする」(神尾 2017:15) ことを理念に「両親が共に働く家族とその子どもという家族モデル」に対する支援へと転換が行われた。その成果が、1990年代以降の出生率回復へとつながった。

フランスの1960年代以降の合計特殊出生率の推移をみると、1964年に2.91であった出生率は、徐々に減少し1975年には2.0を下回った。その後、緩やかな幅で推移し1993年の1.66を底に再び上昇傾向となり2010年には2.02を示している。2010

年以降は、緩やかな下降傾向となり 2023 年は 1.68 となっている（労働政策研究・研修機構 2024）。1970 年代後半の出生率の低下は、フランスの人口問題として大きな政策課題となった。家族手当などの現金給付や育児休業制度などの対策が行われ、その結果、出生率は下げ止まりの傾向が見られた。1980 年以降の家族政策においても、新たな家族モデルへの支援へと転換する中で、1990 年代半ばから出生率の回復傾向が見られるようになった。フランスの家族政策は、一貫して「選択の自由」、「家族の多様性」、「経済的支援の充実」を柱に行われ、長期間の出生率維持につながっている。

（3）子育て支援施策

フランスは、子育てと就業の両立支援のために、社会保障給付として各種の子育て支援給付、育児休業制度の創設と拡充、保育整備、父親の育児参加の促進、労働時間の短縮などの家族政策を背景に、子どもを産んでも女性が仕事を続けるのが当たり前という意識が根付いた。子育て支援として、現金給付、育児休業制度、保育環境の整備が行われてきた。

① 多様な家族給付

女性の社会進出や家族のあり方の変化、1970 年代以降出生率が大きく低下したことを受け、子育てにかかる支出の一部を補填する手当として家族給付の多様化に取り組んでおり、全国家族手当金庫（ONAF）が給付を管理している。子育て家庭は、インターネットを通して手当をシュミレーションすることができる。具体的には、乳幼児受入手当（出産手当、基礎手当、育児分担手当、保育方法自由選択補足手当の総称）、家族手当、家族補足手当など 20 種類以上の手当がある。

- ・家族手当：子どもが 2 人以上いる世帯に支給され、所得要件はない。
- ・家族補足手当：3 歳以上の子どもが 3 人以上いる世帯に支給。所得要件がある。
- ・新学期手当：学齢期（6 歳～18 歳）の子どもがいる世帯に支給。
- ・乳幼児受入手当：出産時や養子迎え入れ時に支給。
- ・基礎手当：子どもの誕生から 3 歳まで毎月支給。
- ・保育方法自由選択補助手当：家庭的保育（保育ママ）やベビーシッター（ヌルス）を雇用した場合に賃金や社会保険料の一部を補助。
- ・職業自由選択補助手当：子育てのために就労を中断した場合に支給。
- ・障害のある子どもの養育手当：20 歳未満の障がいのある子どもの教育や養育の費用を補償。
- ・ひとり親支援手当：ひとり親でもう一方の親からの養育費が一定額に満たない場合に支給。

以上の他に、仕事と家庭の両立に関する家族給付がある。

② 育児休業制度

（ア） 出産休暇制度

出産休暇は、子どもの人数により異なる。一人目と二人目は総計 16 週間であり、三人目になると総計 26 週間となる。出産休暇中は、健康保険助成金庫から手当が支給される。2021 年 7 月より子どもが出生時に父親も休暇を取得することができ、休暇日数は 28 日、そのうち 7 日間は取得が義務付けられている。父親も休暇中は一定の条件を満たす場合は、健康保険助成金庫から欠勤保障手当が支給される。

（イ） 育児休業制度

1977 年に創設された育児親休業制度は、子どもが 3 歳になるまで一時的に仕事を休み育児に専念できるようにするためのものである。2014 年に成立した男女平等法「女性と男性の間の実質的平等に関する法律」は、母親の職場復帰を促進することを目的とし、父親の育児参加を促進するものである。父親が有給扱いで育児休暇を取得した場合、賃金の 80%を保障するなど安心して子育てができるようにした。適用期間は、子どもが 3 歳の誕生日を迎えるまでで、いつでも開始可能であり完全休暇または部分休暇として取得できる。最初の申請は、最長 1 年間までであるが、2 回更新が可能である。また、父親は、出生時休暇の他に父親休暇があり、子どもが誕生した 6 か月以内に連続して最長 25 日間の休暇を取得することが可能である。取得義務として 4 日間が設定されている。出生時休暇と同様、健康保険助成金庫から欠勤保障手当が支給される。

2025年から新制度「家族休暇」が創設され、給付額を増額（上限月額1800ユーロ）する方針となった。

(ウ) 看護休暇制度

子どもの看護休暇としては、「看護休暇制度（子どもの病気等による休暇）」と「親付き添い休暇」の2種類がある。看護休暇制度は、扶養する16歳未満の子どもが、診断書で証明される疾病や事故による看護が必要となった場合に1年につき最長3日取得できる。親付き添い休暇は、家族給付の受給要件を満たす子どもが、疾病、身体障害、事故による重傷によって付き添い、看護が必要となった場合に最長3年間、1年間で最長310労働日の間休暇を取得することができる。この場合、親付き添い給付が年間で最長310労働日の間支給される。

③ 保育環境整備

乳幼児を持つ親が、就労継続を可能とするために多様な保育サービスが整備されており、親たちが、自分たちの保育方針や収入、勤務時間などから条件に合う保育を選択している。主な保育サービスとしては、施設保育（集団保育所、一時託児所・複合保育施設）、在宅保育（家庭で子どもを預かる保育ママ、ベビーシッター（ヌリス））がある。「フランスの保育サービスの特色は、家庭的保育者（保育ママ）の家庭で少人数を預かる家庭的保育が発展」（神尾2017:15）しており、家庭的保育者（保育ママ）は、1977年法律により名称と認定制度が設けられ職業的地位が確立している。家庭的保育においては、「家族政策により保育料・社会保険料の補助や税控除などの公的支援が整備されている」（牧2019:114）。フランスには、子どもが3歳以上になると、無料で誰もが入れる預かり保育付の幼児学校（保育学校）がある。

3-3. デンマーク王国 (Kingdom of Denmark)

(1) デンマークの概要

デンマークは、ヨーロッパの北部に位置し、国土は4.3万km²と九州とほぼ同じ面積であり、最高峰でも174mとほぼ平地である。人口は約598万人と兵庫県とほぼ同じである（外務省 2024）。デンマークは北欧の小国ではあるが高い国際競争力を持つ国で、基幹産業として農業や酪農、製造業、エネルギー、生命科学などがある。また、高度に成熟した民主国家として教育や社会福祉を充実させ、1985年には原子力発電から撤退し、1990年代からは風力発電に注力している。2019年には電力生産における約47%を占め、洋上風力も増加している。

福祉国家として、個人が必要とする医療、教育、福祉、子育て支援などの社会サービスや社会手当をすべての国民に等しく提供することを基本としている。社会保障を受ける権利の基礎は個人に市民権（シティズンシップ）にあるという考えに基づき、社会保障制度は普遍主義をとり、経済的基盤は国民が支払う税金（57.0% 財務省 2025）で賄われている。

行政は、2007年の地方自治体改革により大きく行政区分が再編され、中央政府が法律、外交、税制などを司り、5つの広域に分けられた地域（レギオン：region）は、主に保健・医療を担当する。基礎自治体（コムーネ：kommuner）は、住民の生活に関わる教育、福祉、雇用、保健、介護などを中心に担っている。2000年代以降、高齢化と人口減少を背景に、電子政府・電子自治体の取り組みを開始し公共サービスの電子化が国民に浸透しており、高齢者においても活発に活用するなど世界電子政府として上位にある。

(2) 家族形態

デンマークの家族形態をみると、1940年代は日本と同様に「男性が外で働き、女性は家を守る」家庭が一般的であった。第二次世界大戦後、デンマーク経済は好景気となり労働者不足に直面した。海外からの労働移民を積極的受け入れ、女性の社会進出を促した。1960年代は労働市場に占める女性の割合はわずかであったが、「2019年の女性の就労率は76%」（小島・澤渡2023）に上昇した。女性は、公共サービスの医療・福祉（約85%）・教育（約60%）分野で働く傾向がある。「介護職においては、施設長からケアスタッフまで、女性が95%を占める」（澤渡・小島 2020）など、女性の社会進出はめざましく結婚や出産によって退職することなく、65歳前後の年金受給まで仕事を続けることが当たり前となっている。デンマークに限らず北欧諸国は、婚外出産が子どもを産む選択として容認されており、「家族形態は、核家族、ひとり親家族、再婚同士家族、そしてレインボー家族（同性婚）というように多様化」（澤渡・小島 2020）が見られる。また、性別による固定した役割、観念がほと

んどないため、「男女が共に働き、共に育児をする」平等主義的家族の考えが浸透しており、子育てと家庭、仕事の両立が可能となっている。合計特殊出生率は、1983年の1.38から2008年に1.89に上昇したものの、2023年は1.49と再び低下し減少傾向が見られ（厚生労働省 2025）、その要因として初産年齢の高年齢化がある。1960年には23.1歳であった初産年齢は、2024年においては30歳となり、高年齢出産に伴う妊娠率の低下が見られる。また、時代とともに子どもを持つことに対する価値観が変化しており、子どもを持つことは義務ではなく選択であるという考え方も浸透してきている。

（3）子育て支援施策

共働きを前提とした子育て支援制度が整っており、出産すると育児休業制度を利用して約1年間は、乳児と家庭で過ごすことができる。子どもが1歳前後になると、自治体（コムーネ）が提供する保育施設に子どもを預け職場復帰する。フレキシビリティモデルにより、労働市場は柔軟で失業時には手厚い保障と職業訓練による再就職が可能となっている。

①現金給付

わが国の児童手当にあたる「こども手当」があり、財源は税金である。子どもの年齢によって支給額が設定されており、毎月支給される。ひとり親家庭は、児童青年手当や追加児童手当が支給される。

②育児休業制度

デンマークの育児休業制度は、出産、育児にかかわる親の就業継続と男女平等を促進するものとなっている。母親は、ほとんどが有職であり、職種の男女格差はなく給与は平等に支払われる。「男性の家事や育児の参加率も高く、1日平均約3時間6分で、父親の育児参加は当たり前のこと」（川島 2025：74）であるため、育児休業については、両親が同時またはそれぞれに取得する。育児休業制度は、産前産後休暇と育児休暇がある。

（ア）産前産後休暇は、産前4週間を取得することができ、産後休暇として母親は14週間取得可能である。父親も子どもが生まれた後、2週間の専用休暇が取得できる。

（イ）育児休暇

母親と父親がそれぞれ24週間ずつ、両親あわせて48週間取得可能である。そのうちの9週間は非移譲制をとり、移譲可能な残り13週間は両親間で自由に分配可能となっている。育児休暇を取得期間中の所得保障がなされ、上限があるものの休業前の収入に連動し支給される。また、一般企業、公的機関、自営業、学生、失業者などでも条件を満たせば支給を受けることが可能である雇用形態を問わない包括性がある。

（ウ）看護休暇

公共部門で働く場合は、7歳未満の子ども一人につき年2日間の有給ケアデーが認められている。一般企業においては、企業や労使契約による。18歳未満で重症又は入院が必要な場合は、自治体や雇用者と協議し完全または部分給与月の休暇を取得することが可能である。

③保育環境整備

デンマークの保育サービスは、普遍的なものとして100%の保育の場を保障している。1800年代、託児所から始まった救済的な福祉施設として、非営利の民間保育所が保育を提供していた。1960～1970年代、女性の労働市場への参入が進み、保育サービスは救済的なものではなく、「全ての人が享受できる社会福祉サービスに発展した」（佐藤 2016：3）。1980年代に入り、さらなる女性の社会進出の影響を受け、1990年代になると保育所不足が顕著となった。デンマークの保育整備は、公立または私立保育所（施設保育）、保育ママによる家庭的保育のいずれかを選択し、0歳～3歳の子どもを預ける。保育料は有料であるため、2003年、すべての自治体（コムーネ）が保育の自由選択方式を通して私立保育園や保育ママを利用する際に補助金を出すことが規定された。2005年、「自治体からの保育費用の補助金は最低75%、保護者負担は25%になり、公立保育所と同じ費用負担の形式となった」（佐藤 2016：5）。3歳～6歳の子どもは、幼稚園に通うが就学前に0年生という就学準備期間として2か月間用意されている。施設保育、家庭的保育共に保育料は有料である。6歳以降の義務教育の教育費は無料である。

4. 考察

わが国の子育て支援は、2024年10月より児童手当の所得制限がなくなったことは大きな成果といえる。ドイツ、フランス、デンマークにおいては、所得制限なく児童手当が支給されている。わが国の育児休業制度は、原則子どもが1歳になるまでである。1歳前後の子どもは、まだ免疫力も弱く感染症にかかる割合が高いため、親は余儀なく仕事を休むことが多くなる。ドイツやフランスのように、育児休業期間を子どもが3歳までに設定することが望ましいと言える。また、ドイツでは、親時間（育児休暇）36カ月のうち24カ月を上限に、子どもが満8歳になるまで別の期間に休暇を持ち越すことが可能であるとともに、親時間中に時短勤務をすることもできるなど柔軟な働き方の仕組みが整えられている。育児休業中の時短勤務においては、親手当が支給され手厚い支援が行われている。

ドイツ、フランス、デンマークの3か国に共通して見られるのは、父親の育児休暇取得を推進している点である。わが国の家族のあり方は、旧西ドイツの家族モデルや1930年代のフランスの家族形態、1940年代のデンマークの家族形態と同様に男性が外で働き、女性が家を守るといった、性別役割分業性が残っている。フランスやデンマークのように男女平等の社会の実現にはまだ時間が必要と思われるが、男性の育児休暇取得を推進し、女性の就業継続や子育てを両親が協力して行うことが当たり前の社会へと小さな変化を積み重ねていくことが大きな変化をもたらすと言える。

わが国の子育て支援は、第1子出産後の支援として育児休業取得率の向上や保育所整備に注力してきたが、女性が第1子出産後もキャリアを積み上げていく制度的保証を視野に入れて来なかったと言える。デンマークやフランスでは、第1子出産後も人的資本蓄積が続く制度設計がなされているため、短時間勤務であっても職務内容は変わらず仕事の質と将来性が保たれている。わが国においては、第1子出産後、子育てと仕事の両立のために職場復帰しても短時間勤務や補助的業務への移行、責任ある仕事から外れるなどが生じる場合があり、第1子出産を境に賃金軌道やキャリア形成への道筋が変動する。人的資本の蓄積、たとえば、仕事の経験年数、より難しい仕事を任されることで身につくスキル、評価・昇進によって得られる職位・役職、これらはすべて時間と連続した就業によってしか蓄積することができない。子育て支援施策においては、短時間勤務における昇進保障、人事評価での時間依存性の排除、職場復帰後数年のキャリア保護を制度として整備することが必要であると言える。

5. おわりに

今、わが国は労働力不足に直面し、女性の労働力が必要とされている。社会の変化や国の要請に身を任せるのではなく、女性が自らの人生設計のなかに、就業を継続しキャリアを積むこと、家庭をもっても男女平等の生活を実現させていくことを組み込むことが大切である。女性が自立した経済力を備えることは、子育てをしながらも自己実現が可能となる。そのためには、就業継続のために整備されている現行の制度を知り、利用することが第一歩となる。男性も制度を利用し女性と共に子どもを育て、家庭を作っていく努力をすることが必要となる。

本研究で概観した3か国と比べると、わが国の子育て支援制度はさらに拡充する余地があると言える。女性が就業継続をするためには、制度利用の他にインフォーマルサポートや職場復帰後の勤務形態の状況把握、保育所やベビーシッターの利用状況、男性の勤務時間と育児参加の割合なども大きく関わってくる。フランスは、1998年に法定労働時間を週35時間とする「週35時間労働法」を成立させ、2002年にはすべての企業に適用されている。デンマークは1987年から1990年頃にかけて段階的に週37時間労働制を整備してきた。本研究を踏まえ、共働き家庭の労働時間や勤務形態、父親の子育て参加、余暇活動等に着目し、女性の就業継続のために必要となる条件や要件を明らかにすることを今後の課題としたい。

文 献

- 周燕飛 (2019) 「育児期女性の職業中断—子育て世帯全国調査から」 労働政策研究・研修機構 第106回労働政策フォーラム.
- 魚住明代 (2007) 「ドイツの新しい家族政策」 国立社会保障・人口問題研究所、海外保障研究、No160, 22-32.
- 牧陽子 (2019) 「フランスにおける在宅保育市場の需要と供給：パリの保育ママ・ヌリスと親の実践から」
日仏社会学年報 30 (0)、111-133.
- 神尾真知子 (2017) 「フランスの家族政策と女性の労働」 DIO、1、14-17.
- 清水泰幸 (2007) 「フランスにおける家族政策」 海外社会保障研究、161号、50-60.
- 山崎康彦 (2022) 「出生率を考える視点」 年金・福祉推進協議会、年金広報、1-1.
- 安發明子 (2023) 「フランスの子育て支援制度についての研究—「親をすることへの支援」概念を中心に—」
社会福祉学評論、第24号、1-17.
- 子どもの虹情報研修センター (2021) 「フランスの児童福祉制度視察報告書」.
https://www.crc-japan.net/research/grasp_and_analysis/y2021/ (2025年12月7日取得)
- 澤渡夏代ブランドン・小島ブンコート孝子 (2020) 『デンマークの女性が輝いているわけ—幸福先進国の社会づくり—』
大月書店.
- 小島ブンコート孝子・澤渡夏代ブランドン (2023) 『デンマークにみる普段着のデモクラシー—人々がしあわせなわけ—』
かもがわ出版.
- 川島典子 (2025) 「デンマークにおける社会福祉—日本の社会福祉政策への示唆—」 福知山公立大学研究紀要、第9巻、67-86.
- 佐藤桃子 (2017) 「デンマーク保育所における利用者参加の展開—保護者の「発言」の経路と機能—」 北ヨーロッパ研究
2016年度、第13巻、1-14.
- 外務省 (2024) 「国・地域」
<https://www.mofa.go.jp/area/index.html> (2025年11月22日取得)
- 厚生労働省 (2021) 「定例報告 2020年度の海外情勢報告」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusho/kaigai/21/> (2025年11月29日取)
- 厚生労働省 (2023) 「今後の仕事と育児・介護の両立支援に関する研究会 (第8回) —第一子出産後の妻の継続就業率、育児休業利用状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001101627.pdf> (2025年12月7日取得)
- 厚生労働省 (2024) 「働く女性の状況 I、令和5年の働く女性の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/josei-jitsujo/dl/23-01.pdf> (2025年11月29日取得)
- 財務省 (2025) 「わが国の税制・財政の現状—一般負担率に関する資料」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a0.4.htm (2025年12月6日取得)
- 労働政策研究・研修機構 (2018) 「諸外国における育児休業制度等、仕事と育児の両立支援にかかる諸政策—スウェーデン、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、韓国—」
<http://www.jil.go.jp/institute/siryoku/2018/documents/197.pdf> (2025年11月19日取得)
- 労働政策研究・研修機構 (2024) 「海外労働情報」
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/08/germanay_02.html (2025年11月8日取得)
- 労働政策研究・研修機構 (2025) 「データブック国際比較 2025」
http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/germany/index.html (2025年11月23日取得)

月刊保育雑誌『保育』に見られる時局の影響①

—1943（昭和18）年に見られる保育案の内容を中心に—

堀田 浩之*

The Content of Childcare as Seen in the Monthly Childcare Magazine "Hoiku" and the Influence of the Times ① : -Focusing on the Contents of the Childcare Plan Seen in 1943 (Showa 18)-

HOTTA, Hiroshi*

1. はじめに

1931（昭和6）年の満州事変勃発、1937（昭和12）年の日中戦争開戦と戦線が拡大する中、戦時総力戦体制に向けた国家総動員法が、1938（昭和13）年発布された。その影響は教育にも及び、1941（昭和16）年3月1日に国民学校令が発布され、それまでの小学校は国民学校と改組されることとなった。その主要な事項は、初等普通教育機関として充実を図るため義務教育年限の延長（6年から8年：初等科6年、高等科2年の計8年）、義務教育の徹底、教科目の再編・統合（皇国民に求められる5つの資質に基づく）であった。

それまでの小学校令では教育の在り方を「児童身体ノ発達ニ留意シテ」「道德教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」としていたが、国民学校令場合、第一章第一条において「國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ日的トス」と定めた。皇国民（天皇の臣民）を育てるための「鍊成（鍊磨育成）」を行う機関として位置付けられたのである。

この様な変化の背景には、日中戦争開戦後の1937（昭和12）年12月に設置された内閣直属の諮問機関・教育審議会の答申がある。同審議会は、教育全般の刷新・振興に関する方策を「検討し、今後の教育に関する基本理念を、「教育ニ関スル勅語」で示された「皇國ノ道」（皇室・天皇の運勢を榮えさせるために国民として歩むべき道）とし、総力戦体制に応じた国民の「鍊成（鍊磨育成）」を教育の目的に設定したのであった。

それゆえ、国民学校における皇国民としての基礎的鍊成の資質・内容が、次の五つに大別された。

- ① 国民精神を体認し、国体に対する確固たる信念を有し、皇國の使命に対する自覚を有していること。【国民科】
- ② 透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献しうること。【理数科】
- ③ かつ達剛健な心身と献身奉公の実践力とを有していること。【体鍊科】
- ④ 高雅な情操と芸術的、技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を有すること。【芸能科】
- ⑤ 産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛好し、職業報國の実践力を有していること。と詳述されている。

【実業科】

このような初等教育における大きな動きに対して、1926年（大正15年）に発布された幼稚園令に関しては改正がなされなかった。確かに、幼稚園は義務教育ではないが、卒園者が国民学校に進学することを踏まえると、当時の保育内容に「皇國民の鍊成（鍊磨育成）」の影響が生じた可能性があり得る。

そこで、本研究では当時発行されていた代表的な保育者向けの月刊雑誌『保育』を素材として、時代の転換期である1943（昭和18）年3月号から1944（昭和19）年2月号の記事（主に指導計画）に示されている保育の内容などを分析し、「皇國民の鍊成（鍊磨育成）」の反映状況を明らかにする。

*甲子園短期大学

2. 分析史料について—雑誌『保育』の概要—

現在でも保育関係の雑誌は、幼児教育現場や保育現場で参照されている。特に毎日の指導案や保育内容に関わる記事は現場で活かされている。

本研究で取り上げるのは、大阪毎日新聞社会事業団内全日本保育園聯盟の機関誌『保育』である。1936（昭和11）年、大阪毎日新聞社社会事業団内に保育団体、全日本保育聯盟が設立される。翌年4月には保育者向け機関誌『保育』が創刊されることになる。創刊当初、『保育』は植物学者であり大阪毎日新聞社会事業団の理事でもあった西村真琴が中心となって編集・発行されていた。内容としては保育の理論と実践、保育制度に関する記事が多く掲載されていた。しかしながら、1945（昭和20）年3月13日の大阪大空襲で印刷所が被害に遭い3月号が全て焼失したため、休刊（事実上の廃刊）となったのである。

以上のような歴史をもつ雑誌『保育』を分析の素材とする理由を整理すると、以下の2点となる。

同誌は、浅野（2021）によると「政策寄りの雑誌」と指摘されている¹⁾。「政策寄り」（国の方針を強く反映させている）である点であるが、当時の幼児教育・保育における国策である「皇国民の錬成（錬磨育成）」の反映状況を明らかにするのに適していることである。

当時の全国規模の調査である『本邦保育施設に関する調査』によると、1940（昭和15）年における保育関係雑誌は41種類あった。発行部数は把握できないが購読者数に基づく上位10誌を一覧にしたものが表1である。

表1 保育者に読まれている主な保育雑誌

（『本邦保育施設に関する調査』²⁾ p.193を基に筆者作成、単位は人）

幼児の教育	国民保育	保育	保育研究	愛育
422	330	257	148	128
愛育新聞	子供の教養	家の教育	話し方研究	保育問題研究
64	57	29	22	19

同表1によると、『保育』は第3位となっているが、上位3雑誌のその後を見ると、第1位の『幼児の教育』は1944（昭和19）年12号をもって休刊し、第2位の『国民保育』は1943（昭和18）年7月号をもって新聞社系の雑誌『保育』に統合され、廃刊となっている。そのため、『保育』は当時の代表的な雑誌であったと言える。

3. 研究の方法—雑誌『保育』における保育案の内容の分析—

(1) 調査対象

雑誌『保育』のうち1943（昭和18）年3月号～1944（昭和19）年2月号全12冊³⁾、総ページ数670ページを調査対象とする。

(2) 調査内容

掲載されている保育案の中の「皇国民錬成（錬磨育成）に関する項目」や「戦争との関わる項目」について注目する。

(3) 分析方法

①保育案から「皇国民錬成（錬磨育成）」「戦争」に関する項目を抽出する。

②抽出した語句の一覧表の作成を行う。

③作成した一覧表を基に、各項目について検討する。その際、当時の社会情勢や保育の状況等、先行研究などとの関係に留意する。

4. 研究の結果と考察

(1)1943（昭和18）年度から保育案が掲載されるようになった経緯

この時期に保育案（指導計画）が連載されるようになった理由については、1943（昭和18）年『保育』2月号（70号）（p.33）⁴⁾に誌告で確認できる。それは以下のようなものであった。

「今回編集部では多年の懸案でありました決戦下幼稚園の指導目標たる「保育案」を三月號の本誌より發表することになりました。御執筆を下さいます先生方は既に斯界の重鎮揃ひであります。因みに左記の擔當項目と御執筆の先生方を御紹介申し上げます。

生活訓練 浄謙チサ子、
 遊戯①自由遊戯 奈良女高師附屬幼稚園
 ②指導遊戯 松永とき先生
 ③競争遊戯 比嘉周子先生
 音楽①歌唱 松永とき先生
 ②音感 佐々木静子先生
 觀察 富はま子先生
 談話 岡田しげの先生
 手技 清水桔梗先生
 保育編集部

このように、次号より掲載予定の保育案について、その内容と執筆者のラインナップが示されている。また、執筆者については、奈良高等女子師範学校附属幼稚園主任保母や保母、大阪市立幼稚園園長、都島東幼稚園長（比嘉周子:本名・正子）を中心とする関西の実践者であることが分かる。さらに「あとがき」には次のような記述がある。

◇さて読者諸姉に欣んで頂きたいことは、次号より編集部が長い間計画を巡らせておりました決戦下幼稚園の指導標ともなります「保育案」を一カ年の豫定で發表することになりました。御執筆の先生方は夫々の項目に自信のある關西の代表のみであります。これこそ本誌が本年に於けるヒットと確信して居りますから、必ずや皆さんに充分なる満足を以つて愛讀して欲しいと願つてみます。

この一文から保育案の掲載が読者の要望であり、それがようやく結実し連載という形になったことが窺える。

(2)保育案の形式・形態について

保育案が翌月の月の計画として、以下のような構成で提示されている。コーナー全体を指す呼称は「園のページ」であり「～月の保育案」となっている。その中で表組は「～月の保育要目」となっており、「保育要目」については、表2のとおりである。

表2 「保育要目」表組の構造

目標										
主題	生活訓練		遊戯			音楽		觀察	談話	手技
	躰	保健	自由遊戯	指導遊戯	競争遊戯	歌唱	聴覚訓練			

表組の構造は、宍戸（2017）⁵⁾の分類にあてはめると「生活」（「躰」「保健」と「遊戯」）保育項目（保育設定案）となっている。また、「目標」があり、「主題」が毎月定められている。また、表組以外の「保育案」の

詳細は文章で構成されており、本稿では便宜上その内容から、「解説」と呼称する。

表2から分かるように、最初に年間を通じた「目標」が掲げられている。次に「主題」が示されている。そして、「生活訓練」「遊戯」「音楽」「観察」「談話」「手技」となっている。これらは、当時の「幼稚園令施行規則第二条」に「遊戯、唱歌、観察、談話、手技等」と定められている保育五項目に準じたものであり、「生活訓練」が入っていることが特色の一つである。この「生活訓練」の欄はさらに「躰」と「保健」に分かれている。こうした点について『学制百年史』⁶⁾は以下のように説明している。

「錬成」、「道場」、「型」、「行」、「団体訓練」ということばは、国民学校の教育方法として最もしばしば用いられたものである。(中略)

当時は、一年生はおろか幼稚園児までも、朝の宮城^{よう}遥拝につぐ団体行進や、かけあし訓練がしいられ、「勝つまでは」ということが絶対の制約として「必勝の信念」と「堅忍持久」の精神がたたきこまれた。

さらに、幼稚園令施行規則第二条の「保育項目」に定められている「遊戯」は「自由遊戯」「指導遊戯」「競争遊戯」の3つに分かれて示されている。同様に「音楽」は「歌唱」と「聴覚訓練」に分けられている。その書き方は、保育内容を示す一覧表のようになっており、保育内容ありきの構成になっていると考えられる。ここで注目し、確認しておきたいのは、「保育要目」は現在の雑誌等で紹介されている指導計画とは形態や形式が異なっている点である。その2点は、以下のとおりである。

まず、同誌においては、縦書きの表組になっている点である。そのため現在多くの雑誌で採用されている横組み(左から右へ見ていく形式)でなく、右から左に流れる形での指導計画(保育要目)が示されている。

次に、保育内容の各項目についてである。先述のように表組自体と、文章によるより詳細な活動内容である「解説」で構成されている。この形式は1943(昭和18)年3月号から1944(昭和19)年2月号まで、連載が続いていくことになる。

本研究では、時局の展開に伴う政策や世相の変化によって保育内容がどのように変化したのかを把握するため、発行月ごとに具体的な出来事や行事、記述のまとめなどに注目する。

5. 時局の影響と出版物の統一

(1) 転換期としての1943(昭和18)年一時局の変化

1941(昭和16)年12月の日米開戦(真珠湾攻撃)以来連戦連勝していると政府から発表していたが、半年ほど後に政府として望ましくない事態が起こる。1942(昭和17)年4月18日、太平洋上の航空母艦から発艦したB25爆撃機が東京を中心とした関東各都市、名古屋、神戸や北九州を爆撃した(いわゆる、ドーリットル爆撃である)。この日本本土爆撃はこれまで、「(国)外での戦争」と思われていた戦争が、急に身近なもの認識される契機となった。さらに1か月半後のミッドウェー海戦(1942(昭和17)年6月5日～7日)で多くの戦艦・航空母艦・航空機、ベテランパイロット等を失うといった大敗を喫した日本政府は、国防についての考え方の変化を得たと言えるかもしれない。

この事態を受け、早速『保育』の競合誌『幼児の教育』第43巻(昭和18年)第1巻1号p.6で下村壽一は記事『幼稚園と国防』の中で以下のように述べている。

「周知の通り、改正国民学校施行規則に於ては、國民科理數科體鍊科等に於て、國防教育を重視すべき趣旨を示してゐる」とし「幼稚園の保育に於ても、この國家の要望に副ふやうに、十分の用意を以つてこの問題を取扱ふことが必要である。勿論、幼兒に國防の意義を理解させたり、國防に關する常識を與へたりすることは、困難でもあり不可能でもあらうけど」もとしながら「國防は國民總力の結集」のときであり「幼兒の力と雖も決して度外視」できない。そして「あらゆる教育の根底を培ふ幼稚園は、幼稚園相應の研究をせねばなら」ないとし、「兵

隊ゴッコや軍艦遊のこと丈申述べてゐるのではない」⁷⁾としている。

一方『保育』では、8・9・10月号の3号にわたって防空法の改正、防空指針について内山憲尚が防空について記している。

報道は規制されているが、このような時局や国の方針の変化が誌面づくりへと影響を与えていると考えられる。

(2)出版物の統制強化

前述のように、1943（昭和18）年2月18日公布、即日施行された出版事業令により、出版事業は国家によって一層統制されることになる。情報局によって全ての出版物を検閲したため、雑誌記事も、政府が望む内容に変更せざるを得なくなったり、政府の意向を自主的に汲み取った内容にしたりと、一定の特徴・傾向が強まったことが推測される。

6. 語句の一覧化と各月ごとのまとめ

まず、1943（昭和18）年度の保育案中に示されている「皇国民の錬成（錬磨育成）」と「戦争」に関わる項目の一覧を示して、その後、各月の保育案についてまとめていく。

当時の保育案では「目標：戦決^マ下勝ち抜き得る皇国民育成」^{注)}が年間設定されている。これは、1941（昭和16）年国民学校令において掲げられた、初等教育の教育目的「皇国民の錬成（錬磨育成）」の影響を窺わせるものである。

1943（昭和18）年2号に以下のような文章が掲載されている。

愈々本號より「保育案」の發表となりました。決戦下勝ち抜き得る皇国民育成といふ勇渾なる戦争完遂の意義を表徴し、實際化せしめるため、關西の代表的な現在實務に携さわつて居られます先生方に御依頼を申し上げ、一ケ年の豫定を以つて本誌を飾り、内容の充實を計る第一歩としました。勿論此の「保育案」は一年制を採用しましたので、讀者諸姉には豫めテキストに御使用される際はその由をお含み置き願ひ度ひのであります。（編輯者）

このように、時局の展開に対応した企画であることを強調した記述を確認できる。以下、保育案から抽出した「皇国民錬成（錬磨育成）に関する項目」や「戦争に関わる項目」をまとめた表3を示した。

表3 保育案中の「皇国民（錬成・育成）との関わりに関する項目」や「戦争との関わりに関する項目」における記述内容

（『保育』1943（昭和18）年3月号～1944（昭和19）年2月号「保育案」を基に筆者作成）

月	生活訓練	遊戯	音楽	観察	談話	手技
4	皇室尊嚴の認識 国旗への態度			君が代 天長節	桃太郎 御聖徳	国旗
5	尚武の気性涵養	節句ニ關スル遊戯 紀 ^マ 念日ニ關スル遊戯		鯉幟り 武者人形 東郷大将 軍艦 海軍旗	金太郎 東郷大将 海軍紀 ^マ 念日	かぶと 尚武の袋 献艦貯金箱
6	—	—	—	—	—	—
7	勤勞の愛好 神社参拝の作法		「七夕祭」と「海の記念日」に關	明治天皇の御聖徳 海に因んだ		

			連せる音感 遊び	時局の話		
8	先祖崇拜	トーチカ遊 び				
9	規律ある生活への反 復 行事を中心としての 生活訓練	飛行機とば し 飛行機	飛行機 「航空日 本」による 基礎訓練	各種飛行機	日本一の飛 行機 加藤少将の お話	飛行機
10	勝ち抜く精神<敢闘 精神> 英靈への感謝 心身錬成	馬 飯事遊び 運動會の競 技 兵隊ごっこ 運動會用 徒歩競争 米英撃滅戦 いも虫競争 母子競争	突撃 明治節の歌	運動會 靖國神社の 寫眞	靖國神社の 祭神に就い て	
11	節米 續「心身錬成」		救護遊び	明治神宮、桃 山御陵	菊の日の話 猿蟹合戦 日本武尊 新嘗祭	菊の花
12	戦士への感謝 勝ち抜く生活への順 應	眞珠灣攻撃 遊び 慰問袋買物 ごっこ	戦車 皇太子様 兵隊ごっこ	山本元帥(御 寫眞) 大東亜戦争 畫 皇太子殿下 御近影	山本元帥 神話 皇太子殿下 の御事	慰問袋
1	尊皇敬神 耐寒訓練	お正月遊び 進撃	日の丸の歌		神話	
2	國民精神昂揚 續耐寒訓練	建艦競争	金鵝	紀元節	神話	勲章 摺方の勲章
3	續耐寒訓練	攻撃あそび 決戦下のお 雛様 敵陣突破		乃木大将写 真	皇后陛下の 御事 陸軍記念日 軍用犬の手 柄	戦争ごっこ

※6月の「-」は該当する事項が無いことを意味する。

7. 記述内容のまとめ

「皇国民の錬成(錬磨育成)」やそれにまつわる内容がどのように取り上げられ広められていったかについては、今回の記述内容の整理から以下のことが考察される。

まず、年間目標に「決戦下勝ち抜きうる皇国民の育成」が立てられている。この目標を達成するために立案された生活訓練を時系列に見てみる。

4月では新入園児に対して「皇室尊厳の認識」「国旗への態度」といった皇国民としての基本的な知識を身につけることを計画している。

5月では伝承行事である端午の節句と結び付けて、戦う気持ちを高める「尚武の気性涵養」が示されている。

7月では、皇国民の基本としての「勤労の愛好」と「神社参拝の作法」を取り上げている。

8月では、お盆に向けて「先祖崇拝」が示されている。

9月では、夏休みを終えて園生活(社会生活)へ復帰するための内容が提示されている。

10月では運動会と結び付けて「勝ち抜く精神<敢闘精神>」「心身錬成」が示されている。しかし、ここで注目したいのが「英霊への感謝」である。4月から9月までは、皇国民として基本的な内容、園行事や伝承行事と結び付けた内容であったがこの月からは、リアルタイムに近い内容が増えてくる。11月の「節米」や12月の「戦士への感謝」「勝ち抜く生活への順應」などがそれに当たる。

ここでは、戦局の変化によって戦死者が増えたこと、様々な物資が不足しだしたことが読み取れる。

8. 今後の課題

本稿では、雑誌『保育』1943(昭和18)年3月号～1944(昭和19)年2月号の保育案の中から「皇国民錬成(錬磨育成)」に関する項目について一覧化し、生活訓練を中心に時局の影響をして整理してきたが、紙数の都合で、保育内容を中心とした「戦争と関わる項目」と時局の変化についての分析まで至っていない。

次稿では保育内容の変化を更に詳細に分析し、時局の変化との関係について明らかにしていきたい。

注

注) 目標の文言については翌月号から「決戦下」と修正されている。

文 献

- 1) 浅野俊和(2021)総力戦体制下の雑誌『保育』における「母親教育」記事—1940年代前半の「母のページ」を中心に—中部大学 現代教育学部紀要. 13, pp. 1-13
- 2) 中央社会事業協会社会事業研究所、恩賜財団愛育會愛育研究所(1943)本邦保育施設に関する調査, pp. 191-194
- 3) 『保育』1943(昭和18)年3月号～1944(昭和19)年2月号
- 4) 『保育』1943(昭和18)年2月号70号, p. 33
- 5) 宍戸健夫(2017)日本における保育カリキュラム—歴史と課題—(新読書社, pp. 16-19)
- 6) 文部省(1972)学制百年史 株式会社帝国地方行政学会, pp. 572-581
- 7) 下村壽一『幼児の教育』1943(昭和18年)第43巻第1号, p. 6

科目「子どもの保健」における生命倫理教育の一考察

木村 弘子*

A Consideration of Bioethics Education in the Subject "Child Health"

KIMURA, Hiroko*

キーワード：保育学生、子ども、PICU（小児集中治療室）

1. はじめに

生命倫理は、医療や医学研究のみならず、生命科学や先端医療についての倫理問題を総合的に研究する新たな学問領域として、医学をはじめ、生命科学、哲学、倫理学、法律学、経済学等様々な分野にわたり研究されてきた。また、生命倫理に関する諸問題は、生殖医療、遺伝子診断、再生医療、臓器移植・脳死、難病、認知症、安楽死・尊厳死、終末期医療など医療の場や生活の中でも重要視されてきており、近年では学校教育においても生命倫理教育や生命観育成の意義が報告されている。

岩間ら（2016）は、生命倫理問題に対する大学生の意見を調査した結果、生命倫理問題に対する関心は教育系の学生は看護系の学生と比較して低かった。これらは、生命倫理問題が看護系学生にとって将来の職業と関わりが深い内容であるためと考えられるが、これら生命倫理に関する内容は、学生が将来、自分自身が直面することになる問題も含んでいる。また、生命倫理に対する考え方は、その人の置かれた立場や状況により様々である場合が多い¹⁾とある。

生命倫理教育は、生命に関わる重要な課題を含んでおり、学校教育においては「総合的な学習の時間」や「社会（公民）」「保健体育」のみならず、生命を扱う「理科（生物）」においても適切に指導していくことが必要である。また、保育士や教員をはじめとする対人関係職の養成教育課程でも、生命倫理を学ぶ意義は重要であると考えられる。しかし、保育士養成課程のカリキュラムとされる「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」には、生命倫理に関する科目、教授内容は示されていない。本学では保育学生も、生命尊重の心と生命について考える力を身に付ける必要があり、科目「生命倫理」は保育士教育課程の選択必修の位置付けにはあるが、保育学生は必ずしも履修するとは限らない。

今回、保育士教育課程の必修科目である「子どもの保健」の授業内で、『個別的な配慮を必要とする子どもへの対応』の授業内に PICU（小児集中治療室）で過ごす子どもたちと、それを支える医療チームの姿を記録したドキュメンタリー「NHK スペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」²⁾の3事例を保育学生が視聴した。その内容についての意見・感想をまとめることにより、科目「子どもの保健」における生命倫理教育について考えていきたい。

2. 研究目的

保育学生が、PICU（小児集中治療室）で過ごす子どもたちと、それを支える医療チームの姿を記録したドキュメンタリー「NHK スペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」²⁾の3事例を保育学生が視聴し、その内容から子どもの生命倫理に関する思いや関心内容から生命倫理に対してどのようなイメージを抱いているかを知ることにより、今後の保育士教育に生命倫理を学ぶ意義を明らかにする。

*甲子園短期大学

3. 研究方法

- 1) 調査対象：科目「子どもの保健」第13回『こどもの病気 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応』の講義に出席した一年次保育学生13名
- 2) 調査場所：講義室
- 3) 調査期間：科目「子どもの保健」第13回『個別的な配慮を必要とする子どもへの対応』の講義、2025（令和）7年7月15日
- 4) 調査内容：

講義時間内にPICU（小児集中治療室）で過ごす子どもたちと、それを支える医療チームの姿を記録したドキュメンタリー「NHKスペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」²⁾の3事例を視聴後、教員の意見や見解を述べない状況下でA4用紙に事例ごとの意見、感想を自由に記述する。記述された意見、感想を筆者が事例ごとにカテゴリー化しまとめる。
- 5) 倫理的配慮：

対象者には、記述した意見、感想は研究者の研究に使用すること、研究への参加は自由意思によるもので参加しないことで不利益を被らないこと、成績等の評価に影響しないこと、記述内容は公表されること、得られたデータの取り扱いについては個人が特定されないこと、記述したA4用紙は鍵管理の引き出しに保管し研究後は直ちに破棄すること等を口頭にて説明を行ない同意を得た。

4. 結果

「NHKスペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」²⁾の3事例を視聴後に記述された意見、感想を筆者が事例ごとにカテゴリー化を行なった。

- 1) 事例1：「肝臓に問題を抱えて生後すぐにPICUに入った太郎ちゃん」の学生の意見・感想（表1参照）

事例1では、記述された10の意見、感想を【医師たちの思い】【両親の命の決断】【子どもの最善の利益】【子どもの命の尊さ】の4つカテゴリーに分類した。

表1 事例1：「肝臓に問題を抱えて生後すぐにPICUに入った太郎ちゃん」の学生の意見、感想

カテゴリー	記述された意見、感想
【医師たちの思い】	<ul style="list-style-type: none">・ 医師も小さい体にどれだけの治療ができるのかを手を尽くしていたことに感動した。・ 太郎ちゃんが治療を続けていくことが本人にとって辛いことかもしれないという外科医の思いが辛く感じた。
【両親の命の決断】	<ul style="list-style-type: none">・ 両親の命の選択の辛さがとても伝わった。・ 太郎ちゃんが苦しまないようにする決断が難しい。・ 最終的には太郎ちゃんは亡くなってしまったけれど、ご両親の明るさがすごいと思った。・ 親の立場だったら延命を望んでしまうが、延命治療は子どもを苦しめるのかを考えさせられた。
【子どもの最善の利益】	<ul style="list-style-type: none">・ 太郎ちゃんを支えてきた医師たちが、太郎ちゃんが幸せになれるように意見を出し合い子どもや家族にとって最善の利益について考えることに感銘を受けた。・ 命の大切さを実感し、最期は太郎ちゃんと家族の時間を大切にできるケアに感動した。

【子どもの命の尊さ】	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい体で一生懸命に生きようとしていて偉いなと思いました。 ・医療にも限界があることから、健康に生まれ育つことは奇跡にも値することと思う。
------------	---

2) 事例2：「長期入院の末に退院を迎えたゆうせい君の挑戦」の学生の意見・感想（表2参照）

事例2では、記述された11の意見、感想を【医師たちの治療】【専門職のケア・連携】【子どもの回復力】【治療中の辛さ】の4つカテゴリーに分類した。

表2 事例2：「長期入院の末に退院を迎えたゆうせい君の挑戦」の学生の意見・感想

カテゴリー	記述された意見、感想
【医師たちの治療】	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうせい君にとって治療は大変辛い時間だったかもしれないが、辛い姿を見ながらも手を尽くす医師の姿はすごい。
【専門職のケア・連携】	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドライフスペシャリストがゆうせい君の呼吸リハ時に、手を握って安心させていた姿が印象的。 ・ゆうせい君の気持ちをチャイルドライフスペシャリストがしっかり聴いて、寄り添っていた場面が大事だと感じた。 ・医療スタッフの連携が素晴らしい。 ・何人ものスタッフでゆうせい君を車椅子に乗せて病院内を周るところに感動した。 ・眠れることや散歩することで安堵している姿が印象的。
【子どもの回復力】	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器を着けているときには車椅子の上で、治療後は、自分の足で立って病院の窓から樹を見ることができた姿が感動的。 ・子どもの回復力に驚いた。
【治療中の辛さ】	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の気管チューブが苦しくて、眠れない姿が痛々しい。 ・人工呼吸器の気管チューブに違和感と外すことができない辛さが痛々しい。 ・自分の病気と重ねてしまう。

3) 事例3：「心臓の病と向き合うりんちゃんの決断と制約」の学生の意見・感想（表3参照）

事例3では、記述された9の意見、感想を【家族の生活】【保育を受ける環境】【専門職のケア・連携】【心臓移植】【治療中の辛さ】の5つカテゴリーに分類した。

表3 事例3：「心臓の病と向き合うりんちゃんの決断と制約」の学生の意見・感想

カテゴリー	記述された意見、感想
【家族の生活】	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓移植を受けるまでの長期間、りんちゃんに家族が付き添わなければならない状況があることを知った。 ・妊娠中の母親と姉がいて、母親は付き添うことは大変だと思う。
【保育を受ける環境】	<ul style="list-style-type: none"> ・PICUでもりんちゃんに保育をしている姿（子どもの権利） ・病棟保育士による保育中に子どもらしい笑顔を見て安心した。 ・病棟保育士からの保育が受けられることが両親にとって安心すると思う。
【専門職のケア・連携】	<ul style="list-style-type: none"> ・りんちゃんの姉にも、母親が不在になりがちなことを理解できるようにチャイルドライフスペシャリストが説明しているところ

【心臓移植】	<ul style="list-style-type: none"> ・親として心臓移植を願うこと、ドナーが見つかるといいなと思う。 ・ドナーが見つからなければ、りんちゃんはどうなってしまうのか心配。
【治療中の辛さ】	<ul style="list-style-type: none"> ・心停止時の心臓マッサージと電気ショックが痛々しかった。

5. 考察

このドキュメンタリーは、心臓や肝臓に重い疾患を抱えた子どもを救うわが国の最後の砦である国立成育医療研究センターのPICU（小児集中治療室）の、生命の瀬戸際にある患者に延命措置を続けるべきか否か、家族にどう伝えるのか。毎日のように続く医師たちの葛藤と模索が描かれている。

【医師たちの思い】は、生後4日で肝臓に大きな病気を抱えてPICU（小児集中治療室）入院した太郎ちゃんが、肝臓移植を受けるには体重を6Kgまで増やすことを目標にするが、小腸が壊死したため小腸を切除することで一命は取り止めた。小腸は栄養を吸収する臓器であり体重を増加させるには困難となり、腸にチューブから栄養を補給する方法を試みたが、全身が感染に侵され命をつなぐことができず、太郎ちゃんの最期の時を迎える終末期ケアへと模索する医師たちの苦悩が見える。学生は「医師も小さい体にどれだけの治療ができるのかを手を尽くしていたことに感動した」。また、外科医師が命をつなげず涙する姿が、「太郎ちゃんが治療を続けていくことが本人にとって辛いことかもしれないという外科医の思いが辛く感じた」となった。

【両親の命の決断】は、生まれてきた命と4か月間の治療の限界から、両親が子どもの命の選択を決断する現実を垣間見たことである。両親にとって生まれてきた愛おしい命を選択する苦悩と、その決断を支えていく医療ケアチームの現状を知った学生は、「両親の命の選択の辛さがとても伝わった」「太郎ちゃんが苦しまないようにする決断が難しい」「親の立場だったら延命を望んでしまうが、延命治療は子どもを苦しめるのかを考えさせられた」とある。また、命の最期の時に、父親の夢を伝えるために医療チームはオンラインで中継し、モニター越しに父の姿を太郎ちゃんに届ける場面から「最終的には太郎ちゃんは亡くなってしまったけれど、ご両親の明るさがすごいと思った」に繋がった。

【子どもの最善の利益】は、1994年国連子どもの権利条約「子どもの最善の利益（3条）子どもに関することが行われる時は、『その子どもにとって最もよいこと』を第一に考える」³⁾である。医師たちは、太郎ちゃんの治療について話し合いを重ね延命治療と終末期医療の協議内容を両親にも説明した場面から、「太郎ちゃんを支えてきた医師たちが、太郎ちゃんが幸せになれるように意見を出し合い子どもや家族にとって最善の利益について考えることに感銘を受けた」「命の大切さを実感し、最期は太郎ちゃんと家族の時間を大切にケアに感動した」に繋がった。

【子どもの命の尊さ】は、生後4日で肝臓に大きな病気を抱えてPICU（小児集中治療室）入院した太郎ちゃんが最期の時を迎える4か月間を「小さい体で一生懸命に生きようとしていて偉いなと思いました」「医療にも限界があることから、健康に生まれ育つことは奇跡にも値することと思う」としている。

【医師たちの治療】は、ゆうせいくんは、愛媛県から肝臓の移植手術を受けるために国立成育医療研究センターに入院し、生体肝臓移植手術を受けた後も、長期間の入院生活が続き、人工呼吸器が装着され寝たきりの状態になり全身の筋力が衰え、手足が棒のようになっていた。ゆうせい君の人工呼吸器からの離脱と気管チューブの抜管と筋力回復のためのリハビリは「ゆうせい君にとって治療は大変辛い時間だったかもしれないが、辛い姿を見ながらも手を尽くす医師の姿はすごい」と評価している。

【専門職のケア・連携】は、寝たきりの状態になり全身の筋力が衰え、手足が棒のようになっていたゆうせいくんに寄り添う緩和ケア科の専門医や『チャイルドライフスペシャリスト』^{注1)}たち専門職が、ゆうせいくんの回復していく過程で関わる姿と、退院時子どもらしい姿を見せたことから一番多く印象に残った意見、感想があった。「チャイルドライフスペシャリストがゆうせい君の呼吸リハ時に、手を握って安心させていた姿が印象的」

「ゆうせい君の気持ちをチャイルドライフスペシャリストしっかり聴いて、寄り添っていた場面が大事だと感じた」「医療スタッフの連携が素晴らしい」「何人ものスタッフでゆうせい君を車椅子に乗せて病院内を周るところに感動した」「眠れることや散歩することで安堵している姿が印象的」とあった。医師や看護師だけでなく、専門職で構成される医療チームの連携や役割を果たす姿をはじめて知った場面から感じている。

【子どもの回復力】は、生体肝臓移植手術を受けたあとも、長期間の入院生活が続き、人工呼吸器が装着され寝たきりの状態になり全身の筋力が衰え、手足が棒ようになっていたゆうせい君が、人工呼吸器からの離脱と気管チューブの抜管と筋力回復のためのリハビリは「人工呼吸器を着けているときには車椅子の上で、治療後は、自分の足で立って病院の窓から樹を見ることができた姿が感動的」「子どもの回復力に驚いた」に繋がっている。

【治療中の辛さ】は、ゆうせいくんが、生体肝臓移植手術を受けたあとも、長期間の入院生活が続き自分で呼吸が出来ず気管チューブに苦悩していく姿から「人工呼吸器の気管チューブが苦しくて、眠れない姿が痛々しい」「人工呼吸器の気管チューブに違和感と外すことができない辛さが痛々しい」「自分の病氣と重ねてしまう」とあった。小児の過酷な治療を目の当たりにした場面であった。

【家族の生活】は、重い心筋症により何度か心臓が停止し、心臓の働きを支える装置「VAD（心室補助装置）」を装着したりんちゃんは心臓移植を受けるしかなく、心臓移植には平均で3年前後の待機が必要ともいわれている。りんちゃんの家族は心臓移植の待機中は、家族がりんちゃんに付き添わなければならない、この制約を受け入れながら、日々の生活を病院内で過ごす覚悟を迫られた。「心臓移植を受けるまでの長期間、りんちゃんに家族が付き添わなければならない状況があることを知った」「妊娠中の母親と姉がいて、母親は付き添うことは大変だと思う」と子どもの入院において、家族の生活も一変することを認識した場面であった。

【保育を受ける環境】診療報酬における保育士が慢性疾患や長期入院患児の保育をおこなう評価として、小児入院医療管理料において小児病棟に保育士を配置することで加算対象となっている。小児専門病院や小児病棟を有する病院では病棟保育士が子どもたちの保育にあたっており、成育医療研究センターにも病棟保育士が PICU（小児集中治療室）にも保育士の姿があった。これらから「PICUでもりんちゃんに保育をしている姿（子どもの権利）」「病棟保育士による保育中に子どもらしい笑顔を見て安心した」「病棟保育士からの保育が受けられることが両親にとって安心するなと思う」とある。保育学生にとって、病棟保育士の存在と役割を認識し、入院中の子どもも保育を受ける権利があり、実際に保育風景には関心があった場面であった。

【専門職のケア・連携】では、チャイルドライフスペシャリストがりんちゃんの姉に、病気のこと、母親が自宅に不在がちなことを年齢に合った言葉で丁寧に説明している場面から「りんちゃんの姉にも、母親が不在になりがちなことを理解できるようにチャイルドライフスペシャリストが説明しているところ」を挙げている。保育士の役割と重ねて興味深いのだと推測する。

【心臓移植】では、「親として心臓移植を願うこと、ドナーが見つかるといいなと思う」「ドナーが見つからなければ、りんちゃんはどうになってしまうのか心配」と子どもの心臓移植の現状と生命の危機感を感じている。

【治療中の辛さ】では、「心停止時の心臓マッサージと電気ショックが痛々しかった」とりんちゃんの度重なる心停止時の蘇生場面から感じていた。

今回、科目「こどもの保健」講義時間内に PICU（小児集中治療室）で過ごす子どもたちと、それを支える医療チームの姿を記録したドキュメンタリー「NHK スペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」の3事例を視聴後、保育学生から意見、感想を調査したが、いろいろな場面で感じるものがあつたのだと改めて記載内容から理解した。

保育の原点は、子どもの命を守り、子どもの健やかな育ちを支えることにある。一人ひとりの子どもの心身の状態や発達、特性、個性にそつた保育によって健康は保たれる。保育士の保育活動すべてが子どもの健康にかかわっているとつても過言ではない。2018（平成30）年4月から適用されている保育所保育指針「第1章 総則」

の「1 保育所保育に関する基本原則」では、「エ 保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。」⁴⁾ が示されている。

また、2022（令和 4）年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」⁵⁾ が施行され、基本理念に『医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等』があり、学校・保育所設置者の責務として保育所における医療的ケアその他の支援が求められた。

以上のことから、保育を対象とする子どもと保護者への適切な対応を行うにも、子どもと保護者の心とからだを理解し相談・指導を行う責務がある。そのためにも科目「子どもの保健」では生命倫理についての教材に触れることで、保育学生は子どもの様々な生命と向き合い感じる必要がある。

6. おわりに

人間はその生と死に様々な感情を抱き、喜びや悲しみの経験を重ねることにより、命の大切さを育んでいく。そして、子どもたちと深い関わりを持つ保育者自身も、生命尊重の心と生命について考える力を身に付ける必要がある。わが国のめざましい科学の進歩や医学の発展のなか、様々な生命倫理に関する社会問題が増え続けている。さらに保育者は、今までに経験したことのない、答えのない問題にも遭遇するであろう。そのような問題に直面したときに、自身で考えて、そして生き方を選択していくことになる。そのためにも、生命倫理教育を通して、学ぶ力のみならず考える力を養い、また社会の一員として自分自身の生き方を探索できるようになるのではないかと考える。

今回、筆者が以前勤務していた PICU（小児集中治療室）でも、生命の瀬戸際にある子どもたちとその家族、医療スタッフの多様な葛藤の場面があった。筆者は今後も実務家教員として、現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく役割も併せて、保育学生に生命倫理教育を継続していきたい。

引用文献

- 1) 岩間 淳子、松原 静郎（2016）「生命倫理問題に対する大学生の意見 -教育学科と看護学科の学生を比較して-」 桐蔭論叢第 34 号、pp68
- 2) NHK スペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～ 初回放送日 NHK 総合テレビジョン 2025（令和 7）年 7 月 13 日（日）午後 9:00
- 3) 子どもの最善の利益、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）第 3 条（1990）日本ユニセフ協会抄訳
- 4) 保育所保育指針（2018）「第 1 章 総則」「1 保育所保育に関する基本原則」厚生労働省
- 5) 厚生労働省「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」2022（令和 4）年 9 月施行

参考文献

- ・味田 徳子（2023）「生命（いのち）の安全教育の取り組み -保育者養成校における教授法の一考察-」 秋草学園短期大学紀要、第 40 号、pp21-36
- ・味田 徳子（2022）「生命（いのち）の安全教育の取り組みに向けて -保育学生における「性教育」の意識調査-」 秋草学園短期大学紀要、第 39 号、pp60-73
- ・加藤 尚武、加茂 直樹（2004）「生命倫理学を学ぶ人のために」 世界思想社

- ・厚生労働省 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」(2018) 一般社団法人 全国保育士養成協議会 (2024. 3. 取得 <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/betten1.pdf>)
- ・齊藤 加奈 (2020) 「保育者養成教育における「いのちの教育」動向に関する検討」東京家政大学教員養成教育推進室年報、第9号、pp179-185
- ・佐藤 達全 (2016) 「保育者を目指す学生に対する生命尊重教育の必要性について」育英短期大学研究紀要、第33号、pp49-66
- ・永瀬 悦子 (2018) 「保育士資格取得予定学生の命の意味づけに関する研究 ～生死体験と母性理念、命の意味づけ、本来感に着目して～」郡山女子大学紀要 54号、pp77-87
- ・前林 英貴 (2016) 「保育学科学生（一年次）の生命倫理に関する意識調査と『子どもの保健』における生命倫理教育の必要性の検討」、島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要、第55号、pp21-29
- ・文部科学省 「生命（いのち）の安全教育について」（2025. 4. 30 取得 https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouikutebiki.pdf)

資料1 「NHK スペシャル 命を診る 心を診る ～小児集中治療室の日々～」 気になるNHKより

しげゆき「気になるNHK」（2025. 07. 20 取得 <https://nhk.shigeyuki.net/?p=8072>）

概要：東京・世田谷にある国立成育医療研究センターのPICU（小児集中治療室）は心臓や肝臓に重い疾患を抱えた子どもを救う最後の砦。PICU（小児集中治療室）で過ごす子どもたちと、それを支える医療チームの姿を記録したドキュメンタリー。命の危機と向き合う0～15歳のこどもたち、そしてその家族。小さな体に起こる大きな異変にどう向き合い、どう支えるのか。番組では、3つの命の物語が紹介された。医師が向き合うのは病気だけではない。辛い治療に苦しむ子どもの心や、募る親の不安にも、心理ケアの専門家と連携して手段を尽くす。そして、命の瀬戸際にある患者に延命措置を続けるべきか否か、家族にどう伝えるのか。毎日のように続く葛藤と模索。小児集中治療の最前線に半年密着した記録。

事例1：「肝臓に問題を抱えて生後すぐにPICUに入った太郎ちゃん」

1) 移植ができない小さな体に合わせた治療のはじまり

生まれてわずか4日目に、太郎ちゃんは東京都世田谷区にある国立成育医療研究センターの小児集中治療室（PICU）に入院しました。原因は肝臓の機能に深刻な問題を抱えていたためです。治療を担当した松本医師は、生後間もない太郎ちゃんの体の小ささではすぐに肝臓移植ができないと判断し、病気の進行を抑えながら、まずは体重を増やしていく方法を選びました。

しかしその治療中に容態が急変し、緊急で手術が行われることになりました。医師たちが開腹して確認したところ、小腸の約半分が壊死していることが判明。このまま放置すれば命を落とす恐れがあったため、迅速な処置が行われました。幸いにも手術は成功し、太郎ちゃんは命をつなぐことができましたが、腸が少なくなったことで栄養の吸収が難しくなる新たな課題が生まれました。

2) 栄養確保と成長への取り組み、そして迫る時間

肝臓移植を目指すためには、太郎ちゃんの体重を目標の6kgまで増やす必要がありました。しかし、腸の大部分を失っていた太郎ちゃんには通常の経口摂取では限界がありました。担当の下島医師は、太郎ちゃんの残された腸に直接チューブをつなぎ、できるだけ効率的に栄養を吸収できるように工夫しました。

ところが、その後も細菌感染が繰り返され、腎臓の機能が低下。尿が出なくなってしまうことで、病状はさらに深刻になりました。PICUでは、太郎ちゃんに残された時間が多くないかもしれないという判断もあ

り、今後も積極的な治療を続けるべきか、それとも残された時間を穏やかに過ごすことを考えるか、医師たちは話し合いを重ねました。

この議論の内容は、そのまま率直に家族にも伝えられました。両親はこれまで一緒に歩んできた医療スタッフやソーシャルワーカーの佐藤さんの支えを受けながら、決断のときを迎えていきました。

3) 父の夢と最期の時間

3か月が経ったある日、太郎ちゃんの父・里野立さんは、富山で開催される「全日本チンドンコンクール」に出場するため、遠方へと向かっていました。チンドン屋として芸を披露する姿を、いつか太郎ちゃんに見せることが夢だったからです。

その日、病院で太郎ちゃんの容態が急変しました。血圧が下がり、回復の見込みが立たなくなったため、PICUの一角に太郎ちゃんのための個室が準備されました。医療チームはすぐに富山と病院をオンラインで中継し、モニター越しに父の姿を太郎ちゃんに届けました。

PICUには、これまで太郎ちゃんの治療に関わってきた医師や看護師たちが静かに集まり、見守る中で配信が行われました。そしてその夜、太郎ちゃんは静かに息を引き取りました。別れの場面でそっと母に声をかけたのは、緩和ケア科の余谷医師でした。太郎ちゃんの短い命は、PICUで関わった多くの人たちの思いとともに、そっと幕を閉じました。

事例2：「長期入院の末に退院を迎えたゆうせいくん」の挑戦

1) 肝臓移植後に残ったもう一つの課題

ゆうせいくん(9歳)は、愛媛県から肝臓の移植手術を受けるために国立成育医療研究センターに入院し、移植手術を受けたあとも、長期間の入院生活が続いていました。その中で新たに直面したのが、肺を動かす筋肉の衰えによる呼吸機能の低下でした。自力での呼吸が難しくなり、人工呼吸器を外せなくなってしまったのです。常に喉の奥まで管が入り込んでいる状態が続き、違和感と不快感がゆうせいくんを苦しめていました。眠ることもできず、精神的にも体力的にも限界が近づいていました。

そんな彼のもとを訪れたのが、緩和ケア科の専門医・余谷医師でした。痛みや不快感、ストレスをやわらげることを専門とする余谷医師は、すぐに処方されている薬の種類や量を一つひとつ確認。場合によっては、薬の副作用が眠りを妨げることがあるため、薬の調整を提案しました。その結果、ゆうせいくんは久しぶりにぐっすり眠ることができたのです。この一歩が、彼にとって大きな転機となりました。

2) 筋力回復のためのリハビリと心理ケア

回復を進めるために重要とされたのが、肺の周りの筋肉を動かすリハビリでした。担当の壺井医師は、呼吸の主な働きを担う横隔膜や胸の筋肉を鍛え直すことが必要だと判断しました。しかし寝たままでは筋力は戻りにくく、体を起こすことが大切になります。そこで、医療チームは医療機器を付けたまま車椅子にゆうせいくんを乗せ、病院の中を散歩するリハビリを始めました。この作業は6人がかりの大掛かりなものです。本人の気分転換にもつながるため、毎日のように続けられました。

その積み重ねのなかで、ゆうせいくんの体は少しずつ体力を取り戻していきました。ついに医師たちは、人工呼吸器を外す決断を下します。もちろん、ただ外すのではなく、不安を和らげるために子ども専門の心理スタッフがそばにつき、言葉をかけたり手を握ったりしながら慎重に対応しました。

3) 退院の日、歩んできた道のりの先に

このようにして、ゆうせいくんは重い病気と、それに伴う長い入院生活という大きな壁を乗り越え、退院という大きな一歩を踏み出しました。その背後には、医師や看護師、リハビリスタッフ、心理ケアの専門職など、多くの人たちの連携と支えがありました。決してひとりでは越えられなかった時間を、みんなで支え

合いながら乗り越えた結果です。退院の瞬間は、病院全体がゆうせいくんの回復を喜ぶような空気に包まれ、小さな体で、たくさんの苦しみに耐えたゆうせいくんの挑戦と成長は、多くの人の胸に深く残りました。

事例3：「心臓の病と向き合うりんちゃんの決断と制約」

1) 心筋症による危機と心臓補助装置の選択

りんちゃん（2歳）は、重い心筋症により突然心臓が止まる事態に見舞われました。医師たちはただちに心肺蘇生を行い、なんとか命を取り留めましたが、心臓そのものが十分な働きをできない状態に変わりはありませんでした。そこで、心臓の働きを支える装置「VAD（心室補助装置）」を装着するという選択がなされました。

VADは、血液を体に送り出すための補助を行う医療機器であり、命をつなぐためには必要不可欠です。しかし、この装置を一度つけると、自宅に戻るためには心臓移植を受けるしか方法がなくなります。つまり、VADの装着は、移植待機の道に入ることを意味していたのです。

2) 子どもの心臓移植に伴う制限と不安

子どもの場合、移植が可能になるためには年齢や体の大きさが一致する提供者（ドナー）が現れる必要があります。しかも、日本国内では心臓の提供者そのものが非常に少ないのが現状です。2010年からは子どもの臓器提供が可能になりましたが、同意に至る家族は多くありません。そのため、心臓移植には平均で3年前後の待機が必要ともいわれています。

りんちゃんの家族は、この制約を受け入れながら、日々の生活を病院内で過ごす覚悟を迫られました。自宅に戻ることはできず、どちらかの親が24時間体制で付き添い続ける必要があります。この負担は、経済的にも精神的にも大きく、家族全体の生活にも影響が及びます。

3) 専門家による家族支援と心のケア

こうした状況の中、家族の相談に乗っていたのが、チャイルドライフスペシャリストの伊藤さんは、病気のことだけでなく、姉への説明をどうするかという家族内の課題にも寄り添い、家族が無理をせずに話せる方法を一緒に考えていきました。

りんちゃんの姉（5歳）も、急な環境の変化や、両親のそばにいられない寂しさを抱えているはずですが。そんな中で、「なぜりんちゃんだけがずっと病院にいるのか」という疑問や不安に、年齢に合った言葉で丁寧に答えていく必要がありました。

病気に向き合うのは、りんちゃん本人だけでなく、家族全員の時間と心を支える長い道のりでもあります。その過程において、PICUでは医療だけでなく、家族の心の支えになる取り組みも大切にされていることが紹介されました。

注

- 1) チャイルド・ライフ・スペシャリスト（Child Life Specialist；CLS）は、米国 Association of Child Life Professionals（ACLP）の認定を受けたチャイルドライフスペシャリスト（Certified Child Life Specialist:CCLS）が医療チームの一員として心理社会的な支援を行っています。すべての診療科において、病院にかかわるすべての子どもたちと家族が対象です。入院する子どもにとって病院はそれまでの日常から引き離された慣れない場所であり、痛みや恐怖の伴う検査、処置、治療を受ける場所でもあります。また、きょうだいや家族にとっても不安や恐怖、孤独を感じる場所になり得ます。このようなストレスや困難が伴う状況下で子どもや家族の不安をできる限り軽減し、それぞれの子どもなりに医療体験を理解し受け止め、対応するという主体的で肯定的な体験に転じるためには、子どもや家族が本来持っている力を発揮できるように支援す

ることが重要だといわれています。CCLS は子どもの発達やストレスへの対処に関する専門知識を持ち、子どもや家族自身が困難な出来事を乗り越えるための支援を行います。医療体験が少しでもあたたかく前向きなものとして子どもや家族の中に残ることを目指しています。

成育医療研究センターHP、チャイルドライフサービス室より

(2025. 4. 30 取得 <https://www.necnd.go.jp/hospital/about/section/cls/>)

日本語基礎演習授業での学生のコミュニケーション力の獲得について

～受講前後ヒヤリング（自己評価・記述）と授業活動の検討～

木村 雅代*

Developing Students' Communication Skills in the Japanese Basic Seminar: A Review of Pre- and Post-Course Interviews (Self-Assessment and Written Reflections) and Classroom Activities

KIMURA, Masayo*

【要旨】

本稿は、甲子園短期大学の「日本語基礎演習」において、受講生のコミュニケーションに対する困難感がどのように変化したかを、授業内で実施した受講前後ヒヤリング（自己評価 20 項目と自由記述・ミニインタビュー）をもとに整理し、授業設計との関連を検討した。対象は短期大学 1 回生で、中学時代に新型コロナウイルス感染症流行による学校生活の制限を経験している。授業開始時点では「コミュニケーションが苦手」との自己認識を持つ受講生が多く、話すことへの抵抗感や自信の低さが示された。一方、授業内での段階的なフリートーク練習、声のキャッチボール、発表後の質問づくり練習等を重ねることで、「人前で話すことが苦ではなくなった」「発表を重ねるうちに堂々と話せるようになった」等、抵抗感の軽減や自己効力感の向上を示す記述が複数見られた。本結果は、対話的な学びを支える場づくりと短い成功体験の積み重ねが、コミュニケーションに困難感を抱える学生の学びを支える可能性を示唆する。

【キーワード】 言語活動、対話的学び、コロナ禍、成功体験、自己効力感

1. はじめに

言語は、思考の整理や感性の働き、他者との関係形成を支える基盤であり、国語科をはじめとする教育では言語活動を通して資質・能力を育成することが重視されている。コミュニケーションは、単なる会話技能にとどまらず、相手を理解し、自分の考えを根拠とともに表現し、協働の中で調整・合意形成を図る学びの土台である。しかし新型コロナウイルス感染症流行に伴い、学校では「三密回避」を前提とした教育活動が求められ対面の交流や集団活動が大きく制限された。対話や協働の機会の減少、マスク着用等の環境変化は、児童生徒の心理面や対人関係、コミュニケーションの困難感に影響していることが報告されている。本授業の受講生（短期大学 1 回生）は、中学時代にコロナ禍の学校生活を経験しており、対面での交流経験が限定された世代である。こうした背景を踏まえ、本稿では「日本語基礎演習」における授業活動（言語活動・発表・質問づくり等）を提示し、受講前後のヒヤリング結果を整理することで、学生のコミュニケーションに対する困難感の変化と授業上の示唆を明らかにする。

*甲子園短期大学

2. 授業概要と研究方法

2.1 対象と倫理的配慮

対象は、「日本語基礎演習」受講生（短期大学1回生）である。授業内で実施した簡易ヒヤリングでは、受講開始時点でコミュニケーションに苦手意識を持つ回答が多く、全体の約70%が「苦手」と回答していた。（授業内記録）

本稿では、受講前後の自己評価（20項目）と自由記述・ミニインタビューの記述が揃っている4件のヒヤリング用紙を質的に整理し、分析・記述にあたっては個人が特定されないよう内容を要約した。固有名詞等の識別情報は削除し、引用は趣旨を損なわない範囲で表現を整えた。

学生へのインタビュー説明

時期：2025年12月24日

方法：授業内での実施。ヒヤリング、インタビュー、記録

鍵のかかるロッカーに保管し、紀要交付終了後破棄することを約束した。

2.2 授業の主な取組

- ・カードを用いたフリートーク練習（例：「佐藤です。好きなおにぎりの具は梅です（市販カード）」など、自己紹介+1情報で会話をつなぐ）
- ・大喜利的カードを用いた即興スピーチ（テーマに応じた話題と構成、発想を言葉にする練習）
- ・「声のキャッチボール」（声量アップを目的に、受け止め・返しを意識した短い対話）
- ・滑舌練習（正しい発音、発声の練習）
- ・母音の口の練習（口の開きと響きを整える）
- ・表情筋マッサージ（緊張緩和と表情づくり）
- ・吹き出しを用いた呼気アップ練習（息の量と長さ）
- ・登壇スピーチと「質問づくり」練習（聞く→要点を捉える→質問する）
- ・敬語ワーク（場面に応じた言い換え・距離感）
- ・キャリア授業でのフィールドワーク（チームでの役割分担・対外的コミュニケーション）

2.3 ヒヤリングの内容（受講前後）

ヒヤリング用紙は、①基本情報、②自己評価20項目（受講前・受講後）、③授業活動の有効度（0～4）、④直近2週間の行動変化（頻度）、⑤自由記述、⑥ミニインタビューで構成した（付録参照）。

自己評価20項目は、心理面（抵抗感・不安・自信等）、話し方技能（声量・呼気・滑舌等）、対話技能（聞く姿勢・質問・確認等）、状況対応（自己紹介、フリートーク継続、敬語、チーム活動等）に関する内容である。

2.4 分析方法

分析は、(1) 設問別に受講前後の変化を読み取り、(2) 自由記述・ミニインタビューの内容を「変化の自覚」「きっかけとなった活動」「授業外への般化」「今後の課題」の観点から要約し、(3) 複数回答に共通する傾向と、少数に見られる特徴を整理した。数値の平均やグラフ化は行わず、記述内容を中心に相対的にまとめた。

3. 結果

3.1 受講開始時の困難感（心理面）

受講前の記述には、「消極的でコミュ力がない」「自信がない」「自己紹介や雑談が苦手」など、話す場面への抵抗感や自己評価の低さが見られた。授業開始時点でコミュニケーションを苦手とする自己認識が広く存在していたことは、簡易ヒヤリング結果（約70%）とも整合的である。

3.2 自己評価 20 項目の変化（設問群別の整理）

(1) 心理面：抵抗感・不安・自信

受講後は、話すことへの抵抗感が軽減し、「緊張の扱い方が分かってきた」または「人前で話すことが苦ではなくなった」といった記述が見られた。加えて、「周りを気にしすぎない」「違っても大丈夫」という認知の変化が、発言のしやすさを支えたという内容も確認された。

(2) 話し方技能：声・呼吸・滑舌

声量や話し方に関しては、練習を通して「以前より声が出る」「堂々と話せるようになった」などの変化が語られた。一方で、敬語や場面に応じた言い換えなど、技能として継続練習が必要とする課題も併せて記述された。

(3) 対話技能：聞く・返す・質問する

他者の話を受け止め、質問を考えることができるようになった。「聞いた内容から要点を捉えて質問を作れるようになった」といった記述が複数見られた。対話を「続ける」ための具体的行動（相づち、確認、問い返し）が意識化されたことがうかがえる。また、ほぼ毎回の授業で「前に立ち、話す・聞く」を反復したことに加え、言葉が出るまでの沈黙を否定せず、意図的に《待つ時間》を確保したことも、発話への心理的ハードルを下げの一因になったと考えられる。

(4) 状況対応：自己紹介・フリートーク・発表・チーム活動

自己紹介や雑談の場面での困難感が、授業内の反復練習を通じて軽減したという内容が見られた。特に、短いフリートークを繰り返すことで語彙や話題の引き出しが増えた、発表を重ねることで堂々と話せるようになった、という変化が語られている。

3.3 有効度が高いと捉えられた授業活動

授業活動のうち、有効だったと挙げられたものには、カードを用いたフリートーク（短い自己開示を起点に会話を続ける）、声のキャッチボール（声量の向上と受け止めと返し）、大喜利的カード（即興で言語化する）、発表後の質問づくり、敬語ワーク等が含まれた。理由としては、「その場で話題を選びまとめる力がついた」「話す回数が増え、楽しいと感じた」「他者の話を聞き、質問を考えることができた」等が挙げられた。

3.4 授業外の行動変化（直近2週間）

授業外での変化として、挨拶や返事を意識する、相づちを打つ、以前より自分の意見を伝えることができるようになった、接客場面での応答に生かした、などの記述が見られた。また、話すスピードが整い、対人場面での不安が軽減したことが「発言してみよう」という行動につながったという内容も確認された。

3.5 授業改善に関する学生の示唆

授業への要望としては、フリートークや発表の機会をさらに増やしたい、フィールドワーク等の実践機会を増やしたい、敬語や社会に出た場面のルールをより扱ってほしい、などが挙げられた。

4. 考察

本授業では、コミュニケーションに困難感を抱える受講生が多いことを前提に、短い発話を繰り返す言語活動、相互に受け止め合う対話練習、発表と質問づくりといった段階的な活動を配置した。受講後の記述に見られた抵抗感の軽減や自己効力感の向上は、試行錯誤を許容する安全・安心な学習環境のもとで、他者からの受容的な反応を得ながら小さな成功体験を積み重ねられたことが寄与した可能性がある。また、本稿の受講生は中学時代にコロナ禍を経験しており、対面での関係構築や発言経験、相互に学び合う活動が制限されていた可能性がある。コロナ禍における学校教育への影響や児童生徒の心理面・社会面への影響が指摘されていること、また社会情緒的（非認知）能力への影響が報告されていることを踏まえると、大学段階の基礎演習において、話す・聞く・質問することを統合した言語活動を計画的に組み込む意義は大きい。一方で、本稿の詳細整理は、記述が揃った一部のヒヤリング用紙に基づくため、一般化には限界がある。今後は、記述の回収率向上、学期内の複数時点での把握等を含む継続的なデータ蓄積を行い、授業活動と変化の関連をより精緻に検討する必要がある。さらに、本実践は少人数であったため、安全・安心な場を比較的整えやすかったが、受講者数が増加した場合には、場の雰囲気や発言機会の配分、活動の速度など学習環境が変化し得る。加えて、受講者間のコミュニケーション能力の差異に応じた支援や調整（ペア・グループ編成、役割設定、支援ルールの明確化等）が必要となる点も示され、授業設計上の工夫が課題として明らかになった。

5. おわりに

本稿は、「日本語基礎演習」における受講前後のヒヤリングを設問別に整理し、コミュニケーションに対する困難感の軽減と、話す・聞く・質問する行動の意識化が記述として表れることを示した。コロナ禍を中学時代に経験した世代に対して、対話的な学びを支える基礎演習の役割は大きく、今後も授業活動の改善と評価を継続したい。なお、少人数であった本実践では、安全・安心な学習環境を比較的整えやすかった一方、受講者数の増加に伴い、場の雰囲気や発言機会の配分など学習環境が変化し得る。加えて、受講者間のコミュニケーション能力の差異に応じた支援・調整をどのように設計するかが課題として残った。今後は、人数規模を想定した運営方法（発言機会の設計、ペア・小集団の編成、フィードバックの仕組み等）を検討し、学習者の多様性に対応した授業設計へ発展させたい。

資料：ヒヤリング用紙（原本）

日本語基礎演習 受講前後の変化ヒヤリング 記名不要

このアンケートは、日本語基礎演習を通して感じた変化や学びを、今後の授業改善に活かすためのものです。成績には関係ありません。正直な気持ちで回答してください。

【記入方法】

各項目について、受講前 (Before) と現在 (After) の両方に○をつけてください。

尺度：1～5 (1=とても低い/苦手 5=とても高い/得意)

Q 受講前の自分はコミュニケーションが

かなり得意 やや得意 やや苦手 かなり苦手

1. Before/After 自己評価 (5段階) ※各行、Before と After にそれぞれ○

1-1 心理・姿勢 (安心感/挑戦)

項目	Before	1	2	3	4	5	After	1	2	3	4	5
①人前で話すことへの抵抗感 (抵抗が低いほど良い)		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
②緊張しても話し始められる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
③失敗しても立て直せると思える		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
④自分の意見を言ってよいと思える		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑤相手と話すのが少し楽しい/面白いと思える		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5

1-2 話す技術 (声・滑舌・呼吸)

項目	Before	1	2	3	4	5	After	1	2	3	4	5
⑥声が出しやすい		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑦伝わる大きさ/明瞭さで話せる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑧滑舌 (言葉のはっきりさ) に自信がある		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑨母音 (あ・い・う・え・お) の口の形を意識できる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑩呼吸 (息) を使って最後まで言い切れる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5

1-3 対話スキル (キャッチボール/質問)

項目	Before	1	2	3	4	5	After	1	2	3	4	5
⑪相手の話を最後まで聴ける		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑫うなずき・相づち等で反応できる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑬相手の話を受けて返答できる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑭質問を考えて言える		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑮分からないときに「確認」できる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5

1-4 場面对応 (授業の狙いと直結)

項目	Before	1	2	3	4	5	After	1	2	3	4	5
⑯初対面の自己紹介ができる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑰フリートークを続けられる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑱登壇して話せる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑲敬語を使って話せる		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑳チームで役割を持って動ける		1	2	3	4	5		1	2	3	4	5

2. 活動別の効果 (0~4)

0=効果を感じない／覚えていない 1=少し 2=まあまあ 3=かなり 4=とても
各項目に数字を○で囲んでください。

- 1) 自己紹介カード「さとうです…」フリートーク 0 1 2 3 4
- 2) 大喜利的カードでの登壇フリートーク 0 1 2 3 4
- 3) 声のキャッチボール 0 1 2 3 4
- 4) 滑舌練習 0 1 2 3 4
- 5) 母音の口の練習 0 1 2 3 4
- 6) 表情筋マッサージ 0 1 2 3 4
- 7) 吹き出しを使った呼気アップ練習 0 1 2 3 4
- 8) 登壇スピーチに対する質問練習 0 1 2 3 4
- 9) 敬語ワーク 0 1 2 3 4
- 10) キャリア授業のフィールドワーク／チームでの取り組み 0 1 2 3 4

3. 行動の変化 (後期に入って) 0=ない 1=1回 2=2~3回 3=4回以上 (数字に○)

- 自分から挨拶した 0 1 2 3
- 自分から話しかけた 0 1 2 3
- 授業や実習で発言した 0 1 2 3
- 質問した (先生・友人どちらでも) 0 1 2 3
- 敬語を意識して話した 0 1 2 3
- チームで自分の役割を確認し行動した 0 1 2 3

4. 自由記述 (短くてOK)

- 1) 受講前の自分を一言で表すと：
- 2) 今の自分を一言で表すと：
- 3) 「できるようになった」と思うこと (具体的に)：
- 4) これから挑戦したいこと (小さくてOK)：
- 5) 一番役立った活動はどれ？ (①~⑩の番号でもOK) 理由も：

5. 授業改善 (任意)

- もっと増やしてほしい活動：_____
- もう少しゆっくり進めてほしい活動：_____
- その他、先生へ：_____

(別紙) ミニインタビュー用 質問シート

1. 受講前に困っていた場面は？ (例：自己紹介／雑談／質問／敬語／チーム)
2. 「変わったかも」と感じた瞬間は？
3. 一番効いた活動 (①~⑩) と、その理由は？
4. 授業外 (日常、実習・バイト等) で使えたことは？
5. 受講前の自分に声をかけるなら、一言で。

参考文献

- ・日本教育心理学会 公開シンポジウム「With コロナ時代における子どもたちの資質・能力を育成する協働学習の工夫」
河村茂雄他 (2022) VOL61
https://www.jstage.jst.go.jp/article/arepj/61/0/61_314/_pdf 2026.1.10 取得
- ・文部科学省 (2023) 「新型コロナウイルス感染症による我が国の初等中等教育への影響等に関する総合的な調査研究事業」
https://www.mext.go.jp/content/20230403-mxt_syoto01-000017694_2.pdf 2026.1.10 取得
- ・国立教育政策研究所 (2021) 「新型コロナウイルス感染症流行下における児童生徒の社会情緒的 (非認知) 能力への影響」
https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf3/2021_hattatsu_a.pdf 2026.1.10 取得
- ・石橋昭子 (2023) 「教職員からみたコロナ禍での子どもとのかかわりへの困難さとやりがいに関する研究」山陽論叢 第30巻,
<https://student.sguc.ac.jp/uploads/page/unit/files/8edef5019573bf2531b4426f87f3fd10.pdf> 2026.1.10 取得

ジャックカード係数に基づいたプロンプトリコmend機能を搭載した

生成 AI 利用システムの試作

荊木 拓*

Prototype of Generative AI Utilization System Incorporating Prompt Recommendation Function Based on the Jacquard Coefficient

IBARAKI, Hiroshi*

Key Words : System Development, Logs, ChatGPT

キーワード : システム開発、ログ、ChatGPT

I. はじめに

I-1) AI の定義

本報告では AI について取り扱う。AI の定義について、2016 年に総務省より発行された情報通信白書で「大まかには『知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術』と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある」と述べられている¹⁾ように、一貫性のある共通の定義が存在するわけではない。そこで本報告においては、2025 年 6 月に公布された「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）」（以下、AI 法）が定義する「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システム」²⁾のことを AI として定義する。

I-2) 背景

2021 年の情報通信白書では、「1990 年代後半より、パソコン、インターネットや携帯電話などの情報通信技術が急速に普及する中、我が国では、2000 年に情報通信技術戦略本部が設置され、IT 基本法が制定されて以降、e-Japan 戦略を始めとした様々な国家戦略等を掲げ、インフラ整備、ICT 利活用やデータ利活用の推進等を通じて、デジタル化を推進してきた。」と示されているように³⁾、我が国においては IT 技術活用の重要性が年々増している。特に近年では、IT 技術を利用した情報化社会（Society 4.0）に続く新たな社会として Society 5.0 が注目されている。2016 年に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画では「サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす『超スマート社会』を未来社会の姿として共有」しており、そうした未来社会の姿、およびその取組のことを Society 5.0 としている⁴⁾。これに加え、「超スマート社会」について、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった

*兵庫教育大学

前 甲子園短期大学

様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と述べた上で、「超スマート社会」の例示として、人と AI とが共生しなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と述べた上で、「超スマート社会」の例示として、人と AI とが共生した社会などを挙げている。こうした「超スマート社会」を目指す中で、近年、AI の活用が国家レベルで進められている。前出の AI 法では、AI に関する技術について「我が国の経済社会の発展の基盤となる技術である」と述べた上で、国民の責務として「人工知能関連技術に対する理解と関心を深める」ことなどを挙げている。

このように AI の利活用は国家レベルで進められており、伴って教育分野でも取り組みが進められている。例えば初等中等教育段階では、2024 年 12 月に文部科学省の初等中等教育局が「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」の Ver.2.0 を公開した⁵⁾。これは「学校現場における生成 AI の適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用にあたっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたもの」であるとされている。このガイドラインの中では、例えば「授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する」、「研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する」などの教職員が利活用する例に加え、「グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをしたうえで、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する」、「プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する」など、児童生徒が AI を利用することも想定した記述がみられる。このガイドラインに基づいて、文部科学省は 2023 年より「リーディング DX スクール 生成 AI パイロット校」事業を開始しており、AI を活用した効果的な教育実践の創出を行い、知見の蓄積を進めている⁶⁾。こうした知見を踏まえて、文部科学省が 2025 年 9 月に示した「教育課程企画特別部会における論点整理について」では、AI の利活用を含む情報活用能力の抜本的向上が大きく取り上げられている⁷⁾ことから、今後、初等中等教育段階から、児童生徒はますます AI を利活用していくことになると考えられる。

高等教育段階においても AI を活用した取り組みが進められている。そうした取り組みのひとつとして、例えば文部科学省は「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を設置し、AI を利活用できる人材の育成に取り組んでいる。本制度は「デジタル時代の『読み・書き・そろばん』である数理・データサイエンス・AI に関する、大学（短期大学含む）・高等専門学校の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定／選定することによって、大学等が数理・データサイエンス・AI 教育に取り組むことを後押しする制度」であるとされており⁸⁾、AI の基礎等について身に着けることが想定されている。上記のプログラムの認定を受けた例として、例えば A 短期大学では、1 回生後期に開講される「IT 技術 II」の授業を要として「AI・デジタル社会と活用」教育プログラムを実施している⁹⁾。A 短期大学の実施している教育プログラムは、「IT 技術 I」において ICT の活用に必要な基礎的な原理やネットリテラシーの学習を、「IT 技術 II」においてデータ・AI による社会の変化や活用事例に加えてデータ分析の演習を、「映像とデジタル表現」において動画や写真などマルチメディアの活用に加えてプログラミングの演習をそれぞれ実施している¹⁰⁾。このような一連の教育プログラムでは、実際に OpenAI 社の ChatGPT や Microsoft 社の Microsoft Copilot、Google 社の Gemini などを紹介した上で、利用してみる活動なども組み込まれており、AI の利活用や仕組みの理解に資すると考えられる。

一方で、こうした初等～高等教育段階において AI を用いた授業を展開するにあたっては、いくつかの課題が存在する。例えば根岸が指摘する「生成 AI の指導方法を学ぶ機会の充実が必要」、「生成 AI に慣れていない学生のための支援や、授業内だけでなく、生成 AI を継続的に活用することを促すような課題の設定が必要」といった課題などが挙げられる¹¹⁾。また、AI の出力結果を鵜呑みにする、AI の出力結果を自身の著作物として発表する等、AI リテラシーに関わる課題なども挙げられる。これらの課題は、授業者や授業を受ける児童・生徒・

学生が研修や教育プログラムを通じて解決すべき、人的な課題であると言える。一方で、環境的な課題も存在する。例えば 2025 年現在、OpenAI 社の ChatGPT や Microsoft 社の Microsoft Copilot、Google 社の Gemini などは一定程度まで無料で利用可能であるが、費用を支払った場合と比べて、AI の性能がやや劣る、一定回数までしか回答の生成ができない等、様々な制限が存在する。これらの制限は料金を支払うことで解消されるものの、クレジットカード決済にしか対応していない場合もあり、授業を受ける児童・生徒・学生一人ひとりが十全に AI を使うことは難しい状況である。加えて、安藤らが行った初等～高等教育段階の子供たちを対象とした AI の使用ログの分析では、全体の 0.369% が性的、暴力、自傷行為等を含む有害なコンテンツであったことが報告されている¹²⁾。どのようなコンテンツが有害なコンテンツであるかは、発達段階によって異なると考えられるものの、例えば自傷行為を仄めかす入力を行っている児童・生徒・学生がいた場合、注意深く見守ったり、専門機関に相談したり、などの適切な対応が求められよう。こうしたことを踏まえると、児童・生徒・学生が AI を授業内で十全に使用する際には、AI の利用ログを収集・管理できるシステム上において、教員が一括で児童・生徒・学生のアカウントを作成し、そのシステム上で AI を利用する等の環境の整備が求められよう。

加えて、こうした AI の利用ログを収集・管理することで、他者参照可能なシステムを設計することが可能である。草本らは他者参照について、クラウド環境を通じて「従来は不可能であった、多数の他者の資料を個々のタイミングで参照することが可能となる」学習方法であり、個別最適な学びを実施する上で有用であるとしている¹³⁾。このように他者の活動の履歴を任意のタイミングで参照できることは、AI を活用した学習にも有用であることが考えられる。例えば尹らは、プロンプトの丁寧さが AI の性能に大きな影響を与えることを報告している¹⁴⁾。つまり、同じ AI へ同じ内容に関する出力を求める際にも、どのような入力を行うかにより出力結果が異なる為、どのようなプロンプトを用いることで狙った出力が引き出せるのかは、容易に判断できない。従って、児童・生徒・学生が、自身の理解状況に応じて AI を効果的に活用していくためには、他者のプロンプトや AI との対話履歴といった事例を参照可能とする仕組みが重要であると考えられる。前述した AI の利用ログを収集・管理できるシステムにおいて、利用者が行った AI へのプロンプトと、それに対する AI の出力を記録しておくことにより、自身の AI へのプロンプトと比較的近い他者の入力を参照することが可能となる。

I-3) 目的

以上のように、児童・生徒・学生が授業において AI を活用する場合、AI の利用ログを収集・管理できるとともに、そのログに基づいて、他者が行ったプロンプトを参照可能なシステムが有効であると考えられるものの、そうしたシステムは管見の限り、あまり見当たらなかった。

そこで本稿では、授業での活用を想定し、AI の利用ログに基づいて他者のプロンプトをリコメンドする機能を搭載したシステムを試作することとした。

II. システムについて

II-1) 本システムの要件

本システムを試作するにあたり、以下の 3 つの要件を設定した。

- ① AI の利用ログを収集・管理できること
- ② 入力したプロンプトと似た内容のプロンプトをリコメンドできること
- ③ ブラウザ上で動作すること

まず要件①「AI の利用ログを収集・管理できること」については、前述の通り、AI の利用ログを収集・管理

できるシステム上において、児童・生徒・学生が十分にAIを利用できる環境を構築する必要があると考えられる。そのため、本要件を設定することとした。次に要件②「入力したプロンプトと似た内容のプロンプトをリコメンドできること」についても、前述の通り、個々の学習状況に応じてAIを利活用するためには、他者の入力したプロンプトを自由に参照できる仕組みが有効であると考えられることから、本要件を設定することとした。なお、AIに対するプロンプトは蓄積され続け、膨大な件数となることが予想される。つまり、自分が入力したプロンプトと、比較的近い他者のプロンプトのみを検索し、リコメンドできるようにする必要がある。本システムでは、文章によるプロンプトを想定している為、蓄積されたAIの使用ログも文章である。ある文章に近い文章を、文章群の中から探す手法には様々考えられるが、本システムでは、比較的軽量に計算可能なジャカード係数を用いて類似したプロンプトを検索することとした。より具体的には、新たなプロンプトを入力した際、そのプロンプトと、AIの利用ログに存在するひとつひとつのプロンプトとのジャカード係数をそれぞれ算出し、係数の高いものをシステムの利用者にリコメンドすることとした。最後に要件③「ブラウザ上で動作すること」について、特に小学校・中学校段階においては、いわゆるGIGAスクール構想により1人1台端末が普及している。この1人1台端末は自治体によりOSが異なっており、またアプリのインストールが制限されている場合もある。よって、どのOSにおいてもほとんど差異無く動作可能なブラウザを利用することとした。

II-2) 本システムの使用方法

開発したシステムの使い方について述べる。

まず、本システムにアクセスすると図1に示すような画面が表示される。この画面にはAIへのプロンプト入力欄(図1中A)および「関連チャットを検索」と書かれたボタン(図1中B)が設定されている。このプロンプト入力欄に文章または単語でプロンプトを入力し、「関連チャットを検索」ボタンを押すことで、図2のような画面へと遷移する。

図2の画面では、過去に他者の入力したAIへのプロンプトおよびそれに対するAIの返答の記録(以下、ロ



図1 システムにアクセスした画面



図2 関連チャットを検索した画面



図3 ログデータを表示した画面

グデータ) から、プロンプト入力欄で記述したプロンプトと比較的近いプロンプトを検索し、候補となるログデータを表示する (図 2 中 C)。特に本システムでは他者が入力したプロンプトを太字で表示し、その下に AI からの返答の先頭 40 文字のみを表示するよう設計している。つまり、他者のプロンプトに加え、AI からの返答も一部表示されている為、どのログデータが自身に適しているか、より容易に判断できると考えられる。図 2 では、例として「Excel でピボットテーブルを作り、各項目の個数をカウントする課題に取り組んでいます。何かから始めればいいですか?」というプロンプトを図 1 中 A に入力し、図 1 中 B のボタンを押した後の画面を表示している。図 2 中 C には過去のログデータに存在する「Excel 個数 カウント方法」、「Excel ピボットテーブル やり方教えて」、「Excel 課題 助けて」といったプロンプトおよびそれに対する AI からの返答が並んでいる。図 2 中 C に示された候補の中で、自身に適したプロンプトが無い場合、「そのまま尋ねる」と表示されたボタン (図 2 中 D) を押すことで、直接 AI に回答を求めることができる。AI からの回答は上部にある枠 (図 2 中 E) の中に表示されるとともに、サーバ内にあるログデータに記録される。

図 2 中 C に示された候補の中で、自身に適したプロンプトがあった場合、そのプロンプトを押下することで図 3 のような画面に遷移し、該当のログデータが画面上に表示される。図 3 は、図 2 中の「Excel 個数 カウント方法」というプロンプトを押下した際の画面である。

なお、本システムはログデータがより多く蓄積されると、図 2 中 C に表示されている、候補となるプロンプトの精度が高くなっていく。つまり初期段階ではログデータが不十分なため、精度が悪いものと考えられる。そこで本システムでは、事前に ChatGPT 5.2 に対し、100 件分の小学生～大学生が AI に対して聞きそうなプロンプトのダミーデータを生成するよう指示を行った。ここで得られたダミーのプロンプトデータを筆者が一部修正した上で、API キーを用いて ChatGPT 5.2 に回答を求めた。こうして得られたプロンプトと AI からの回答についても、ログデータに含めることとした。

II-3) 本システムの仕組み

図 4 に本システムの仕組みの概要を示す。本システムは JavaScript および PHP を用いて開発した。また利用する AI としては、OpenAI 社の ChatGPT 5.2 を使用することとした。さらに、サーバ側の負荷軽減および応答性向上のため、ジャカード係数の計算処理は、利用者の端末上で動作するブラウザ (以下、クライアント) で行うよう設計した。

まず、利用者がクライアントを用いて本システムにアクセスすると、図 1 の画面を表示すると同時に、サーバ側から過去の全てのログデータをダウンロードする。このログデータには、他者が過去に AI へ尋ねたプロンプトと、それに対応する AI からの回答のみが記載されており、IP アドレスやセッション ID 等の、利用者を識別

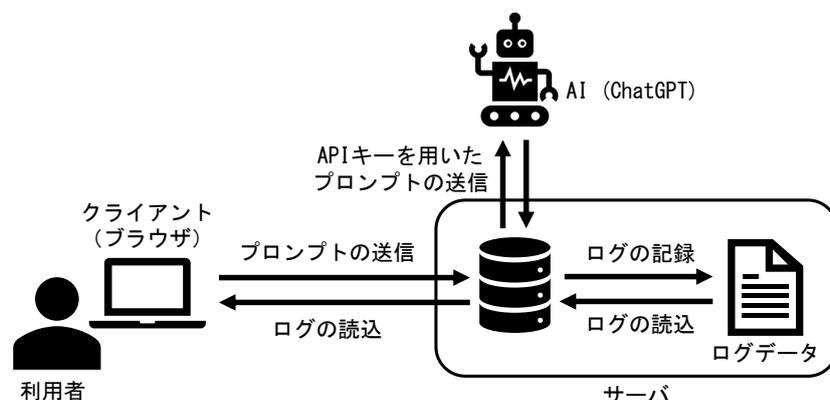


図 4 本システムの仕組みの概要図

するような情報は含まれていない。次にクライアントでは、ダウンロードしたログデータから、他者のプロンプトの部分のみを抽出し、クライアントに組み込まれた Intl.Segmenter 関数によって単語レベルに分解¹⁵⁾した上で、その情報を Set オブジェクトの配列に格納している。そして、「関連チャットを検索」ボタン (図 1 中 B) が押下されると、現在入力されているプロンプトを同様に Intl.Segmenter 関数で単語レベルに分解し、別の Set オブジェクトに格納する。その上で、Set オブジェクトの配列を走査しながら、配列内の Set オブジェクトと、現在入力されているプロンプトから得られた Set オブジェクトを用いて、和集合の要素数と積集合の要素数を計算し、ジャカード係数を算出している。ジャカード係数を求めるプログラムの一部を図 5 に示す。こうして計算されたジャカード係数に基づき、値の高い上位 3 件のログデータを画面上に表示している。

一方で、「そのまま尋ねる」ボタン (図 2 中 D) を押した場合、サーバ側にプロンプトが送信され、サーバ側に保存されている ChatGPT にリクエストを行う API キーを用いて、ChatGPT 5.2 に回答を求める。こうして得られた ChatGPT からの応答は、ログデータに記録の上、クライアントに返却される。なお、クライアントがプロンプトをサーバに送信してから、ChatGPT の応答が返却されるまでに掛かる時間は、筆者の開発環境で 10～20 秒程度であった。加えて本稿は、プロンプトリコmend機能を搭載した生成 AI 利用システムの試作を目的としていること、Excel 等のソフトウェアでログデータを即座に確認・編集しやすいこと、サーバ側のプログラムが軽量で、より容易に実装可能である等の理由から、CSV ファイルをログデータの保存に使用し、システムを構築した。ただし、本システムを実際に授業等の中で活用する際には、数十人が同時に利用することが考えられるため、今後はデータベースを用いて本システムを再構築する必要がある。

III. まとめと今後の課題

以上、本報告では、児童・生徒・学生が授業において十全に AI を活用することを目指し、① AI の利用ログを収集・管理できること、② 入力したプロンプトと似た内容のプロンプトをリコmendできること、③ ブラウザ上で動作すること、の 3 つをコンセプトとした、AI 利用システムを試作した。このシステムでは、過去に他者の入力した AI へのプロンプト群と、新たに入力されたプロンプトのジャカード係数を算出し、似た内容に

```
function jaccard(index, arg_text){
  const text = arg_text.normalize("NFKC");
  const segmenter = new Intl.Segmenter("ja", { granularity: "word" });
  const is_valid_token = (token) => {
    if (!token) return false;
    if (token.length >= 2) return true;
    if (/^[^p{P}^p{S}^s]+$/.test(token)) return false;
    return /^[A-Za-z]$/.test(token) || /^[^p{Script=Han}]$/.test(token);
  };
  const jaccard_calc = (a, b) => {
    const [s, l] = a.size <= b.size ? [a, b] : [b, a];
    let i = 0;
    for (const x of s) if (l.has(x)) i++;
    return i / (s.size + l.size - i);
  };
  const set = new Set();
  for (const { segment } of segmenter.segment(text)) {
    if (!is_valid_token(segment)) continue;
    set.add(segment);
  }
  const jaccard_array = index.map(index_set => jaccard_calc(index_set, set));
  return jaccard_array
    .map((jaccard_array, index) => [index, jaccard_array])
    .sort((a, b) => b[1] - a[1]);
}
```

図 5 ジャカード係数を求めるプログラム (一部)

ついて言及しているプロンプトを児童・生徒・学生に提示する手法により、プロンプトのリコメンド機能を実装している。

一方で、課題も残っている。第一に、本システムのさらなる改良が必要である。今回試作したシステムでは CSV ファイルに追記する方式でシステムを構築したが、データベースを利用した方式へと再構築する必要がある。また本報告ではサーバ側の負荷軽減のため、全ログデータをクライアントに送り、クライアント側で類似度を算出する方式を採用したが、数万件規模のログデータが収集された場合、ログデータの転送時間がボトルネックとなってくることが考えられる。加えて、ブラウザ内蔵の Intl.Segmenter 関数を利用する方式では、正確に単語の抽出が出来ない場合もある。よって、MeCab¹⁶⁾等の形態素解析エンジンをサーバ側で動作させた上で、ジャカード係数の算出をサーバ側で行い、類似したログデータだけをクライアントに送るよう、システムを改良していく必要がある。さらに、文章群の中から類似した文章を探す手法として、本報告ではジャカード係数を用いたが、ジャカード係数では「購入」と「買う」のような、意味的な類似度合いまでは考慮できない。また、単語数が少ない文章では、あまり似ていない文章も高い値となってしまうことが考えられる。そこで、TF-IDF を用いた類似度の計算や、word2vec 等を用いた文章間の類似度の算出などの手法を用いるよう、改良する必要がある。第二に、本報告で開発したシステムを、実際に児童・生徒・学生に使用してもらったり、教員にインタビュー調査を行ったりして、どの程度実用に耐え得るのか、またどのような改善点があるのかを検討する必要がある。以上、二点を今後の課題とする。

【文献】

- 1) 総務省：平成 28 年版 情報通信白書，<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc142110.html>（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 2) e-Gov 法令検索：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号），<https://laws.e-gov.go.jp/law/507AC0000000053>（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 3) 総務省：令和 3 年版 情報通信白書，<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd100000.html>（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 4) 内閣府：第 5 期科学技術基本計画，<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 5) 文部科学省 初等中等教育局：初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0），https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 6) 文部科学省：リーディング DX スクール 生成 AI パイロット校，https://leadingdxschool.mext.go.jp/ai_school/（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 7) 文部科学省：教育課程企画特別部会における論点整理について（報告），https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 8) 文部科学省：数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度，https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 9) 近澤優子・吉田景一：甲子園短期大学におけるデータサイエンス教育の実践と評価，甲子園短期大学紀要，第 42 巻，pp.31-38（2024）
- 10) 甲子園短期大学：AI・デジタル社会と活用，<https://www.koshien-c.ac.jp/ai-digitalsociety/>（最終アクセス 2025 年 12 月 25 日）
- 11) 根岸千悠：授業・校務場面における生成 AI 活用に関する教職課程での授業実践の有用性と課題，日本教

育工学会論文誌, 第 48 卷 4 号, pp.739-748 (2024)

- 12) 安藤祐介・佐藤和紀・井手絢絵：子どものプロンプトと教師アンケートに基づく学校での生成 AI 利用の実態調査, 日本教育工学会研究報告集 2025 巻 3 号, pp.104-111 (2025)
- 13) 草木明子・東條光利・長縄正芳・井村亜紀子・水谷年孝・高橋純：1 人 1 台端末とクラウド環境における他者参照に関する事例調査, 教育メディア研究, 第 30 巻 2 号, pp.1-19 (2024)
- 14) 尹子旗・王昊・堀尾海斗・河原大輔・関根聡：プロンプトの丁寧さと大規模言語モデルの性能の関係検証, 言語処理学会第 30 回年次大会 発表論文集, pp.1803-1808 (2024)
- 15) MDN : 標準組み込みオブジェクト Intl.Segmenter, https://developer.mozilla.org/ja/docs/Web/JavaScript/Reference/Global_Objects/Intl/Segmenter (最終アクセス 2025 年 12 月 25 日)
- 16) 工藤拓 : MeCab: Yet Another Part-of-Speech and Morphological Analyzer, <https://taku910.github.io/mecab/> (最終アクセス 2025 年 12 月 25 日)

甲子園短期大学紀要投稿規程

(投稿資格)

第1条 投稿は、原則として甲子園短期大学（以下「本学」という。）教員に限る。ただし、第7条第2号に定める特別記事については旧教職員の投稿を認めるものとする。

- 2 共著者に本学教員以外を含めることができるが、筆頭著者は本学教員でなければならない。
- 3 投稿は、論文、報告それぞれ一人一編とし、共著の場合は二編以内を原則とする。

(編集委員会)

第2条 編集委員長は原則として教育研究センター長とし、同センター長が編集委員を指名し、編集委員会を構成する。

(著作権)

第3条 紀要に掲載された論文などの著作権は、本学紀要編集委員会に帰属する。

- 2 投稿原稿の中で引用された文章や図表の著作権に関する問題は著者の責任において処理するものとする。
- 3 著者が自分の論文などを複製、転載等の形で利用することは妨げない。この場合、著者は掲載先に出典を明記することとする。

(投稿原稿)

第4条 原稿は、(1)論文【Scientific Articles】（総説 review-article、原著 original article、短報 short article、事例研究 case research）、(2)報告【Reports】（実践報告 case study、資料・報告 document、特別記事 feature article）のいずれかで掲載する。投稿時に希望する種別を申請する。論文の内容は未発表のものに限る。

- 2 論文は査読を行う。報告については、査読を必要としないが、編集委員会より体裁の修正を求められることがある。
- 3 原稿が編集委員会に届いた日をもって受付日とし、査読が必要な種別については、編集委員会に採択された日を受理日とする。
- 4 原稿は和文又は英語文とし、一編の長さは原則として刷り上がりで、(1)論文【Scientific Articles】は10頁程度、(2)報告【Reports】は8頁程度とする。
- 5 文章は、原則として横書きとし、人文系で必要な場合は、縦書きとする。

(掲載・発刊)

第5条 紀要は、電子版として本学ホームページと機関リポジトリ（年1回）上に掲載する。ただし、記念論文集など特別号又は記念号の発刊については、第9条によるものとする。

- 2 紙媒体での発刊の場合、別刷は一編につき20部を贈呈し、それを超える部数及びアート紙・色刷りなどにより特別な費用が生じた場合、実費を執筆者負担とすることがある。

(校正)

第6条 校正は、校了まで執筆者の責任校正とする。ただし、編集委員会は校正について意見を付すことができる。

(論文及び報告の種別と内容)

第7条 論文と報告の種別と内容については、以下の定義とする。

(1) 論文【Scientific Articles】

総説 review-article： 特定の問題について関連する重要な業績を引用し、多面的に内外の研究状況及び文献に

関する著者の観点から考察した論文。原則として編集委員会が委嘱する。英文Abstract及びKey wordsは必要ない。

原著 original article： 独創的な研究でそれ自身価値ある結論あるいは新しい理論的知見を得ようとする論文。原著論文には、当該研究老域における先行研究についての論究及び比較しての結果についての考察が必要。英文Abstract及びKey Wordsは必要。

短報 short article： 限られた部分の知見など原著としてまとまらないが、報告する価値のあるもの。英文Abstract及びKey Wordsは必要。

事例研究 case research： 一つの事例でもよいが、独創的な研究で十分な考察を行った研究論文に匹敵する性格をもったもの。英文Abstract及びKey Wordsは必要。

(2) 報告【Reports】

実践報告 case study： 実践記録や事例調査を克明に紹介したもので、速報性等が求められるが考察は必要としない。英文Abstract及びKey Wordsは必要としない。

資料・報告 document： 今後の研究遂行、実践に役立つと考えられるもので、考察は必要としない。英文Abstract及びKey Wordsは必要ない。

特別記事 feature article： 特定の話題について著書の観点からまとめられた論文形式ではない記事。原則として編集委員会が委嘱するものとする。英文Abstract及びKeyWordsは必要ない。

(倫理的配慮)

第8条 人を対象とする研究は、甲子園短期大学研究倫理規程に準拠し、その旨が本文中に明記されていなければならない。

(特別号等の発刊)

第9条 学長が必要として認めた場合、特別号又は記念号として発刊することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本学教育研究センター委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月4日から施行する。

甲子園短期大学紀要

編集委員長 早坂 三郎
編集委員 酒井 律子 永藤 清子

甲子園短期大学 紀要 44 号

発行年月日 令和 8 年 (2026) 年 2 月 25 日
発行所 〒663-8107 兵庫県西宮市瓦林町 4 番 25 号
TEL (0798) 65-3300 (代表)

Journal
of
Koshien Junior College

No.44 2026

CONTENTS

—Scientific Articles—

Naruse Jinzo's way of life from "THE HOME WEEKLY"
..... EITOH, Kiyoko 1

Supporting Women's Continuous Employment : Insights from Comparative Childcare Policies
..... FUJIWARA, Makiko 9

—Report—

The Content of Childcare as Seen in the Monthly Childcare Magazine "Hoiku" and the Influence of
the Times① : - Focusing on Childcare Plans Seen in 1943 (Showa 18) -
..... HOTTA, Hiroshi 19

A consideration Of bioethics Education In The Subject "Child Health"
..... KIMURA, Hiroko 27

Developing Students' Communication Skills in the Japanese Basic Seminar : A Review of Pre- and
Post-Course Interviews (Self-Assessment and Written Reflections) and Classroom Activities
..... KIMURA, Masayo 37

Prototype of Generative AI Utilization System Incorporating Prompt Recommendation Function
Based on the Jacquard Coefficient
..... IBARAKI, Hiroshi 45

KOSHIEN JUNIOR COLLEGE

4-25 KAWARABAYASHI-CHO, NISHINOMIYA, HYOGO, 663-8107, JAPAN